

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 6 月 9 日

イオン株式会社

2025 年 6 月 9 日

株式交換に係る事前開示事項

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

イオン株式会社

取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫

当社とイオンモール株式会社（以下「イオンモール」といい、当社とイオンモールを総称して、以下「両社」といいます）は、当社は 2025 年 4 月 11 日付の代表執行役の決定により、イオンモールは同日開催の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、イオンモールを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」ないし「本取引」といいます）を行うことを決定し、同日、当社はイオンモールと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2） 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

イオンモールは、2025年4月11日開催の取締役会決議により、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

イオンモールは、本株式交換の効力発生日に先立って、取締役会の決議により、本株式交換により当社がイオンモールの発行済株式の全部（ただし、当社が所有するイオンモールの普通株式（以下「イオンモール株式」といいます）を除きます）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます）において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってイオンモールが取得する自己株式を含みます）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

③ 株主優待制度の廃止

イオンモールは、2025年4月11日開催の取締役会において、本株式交換が成立することを条件に、2025年2月28日の権利確定日をもって株主優待制度を廃止することを決議いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2025年4月11日付の代表執行役の決定により、イオンモールとの間で本株式交換を行うことを決定し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 当社、株式会社ツルハホールディングス及びウエルシアホールディングス株式会社による資本業務提携に係る最終契約の締結等

当社は、2025年4月11日付の代表執行役の決定により、株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます）との間で、ツルハHD及びウエルシアHDの

経営統合（以下「本経営統合」といいます）を含む、当社、ツルハHD及びウエルシアHDの資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます）を締結しました。

本資本業務提携最終契約の詳細につきましては、当社、ツルハHD及びウエルシアHDが2025年4月11日付で公表した「イオン株式会社、株式会社ツルハホールディングス及びウエルシアホールディングス株式会社による資本業務提携に係る最終契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

③ イオンディライト株式会社の完全子会社化に向けた公開買付けによる同社株式等の取得等

当社は、2025年2月28日、イオンディライト株式会社（以下「イオンディライト」といいます）を完全子会社化することを目的とした一連の取引の一環として、同社の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます）により取得することを決定し、同年3月3日より本公開買付けを実施し、同年4月24日をもって終了いたしました。

本公開買付けの詳細につきましては、当社が2025年2月28日付で公表した「イオンモール株式会社の完全子会社化に向けた基本合意書締結およびイオンディライト株式会社の完全子会社化に向けた公開買付けの開始について」及び「イオンディライト株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」並びに同年4月25日付で公表した「イオンディライト株式会社株券等（証券コード：9787）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本公開買付けによりイオンディライトの株式及び新株予約権のすべてを取得できなかったことから、イオンディライトは、2025年5月22日、同社の株主を当社のみとするために株式併合（以下「本株式併合」といいます）を実施することとし、同年6月24日に開催する予定の臨時株主総会に本株式併合等を付議することを決議しております。その詳細については、イオンディライトが同年5月22日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

イオン株式会社（以下「甲」という。）及びイオンモール株式会社（以下「乙」という。）は、2025年4月11日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：イオン株式会社

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

乙（株式交換完全子会社）

商号：イオンモール株式会社

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条第1項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.65を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.65株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0 円

(効力発生日)

第 5 条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 7 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第 8 条 甲は、2025 年 2 月 28 日を基準日として、1 株当たり 20 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2 乙は、2025 年 2 月 28 日を基準日として、1 株当たり 25 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自

己の株式を取得しなければならない場合を除く。)を行わないものとする。

(自己株式及び新株予約権の処理)

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までの間に、その発行する新株予約権（ただし、本効力発生日の前日までに行使されたものを除く。）の全部を無償取得し、且つ消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内には是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に

従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 4 月 11 日

甲： 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオン株式会社

取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫



本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 4 月 11 日

乙： 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンモール株式会社
代表取締役社長 大野 恵司



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	イオンモール (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：61,889,400株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

当社は、イオンモール株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます）0.65株を割当交付いたします。ただし、基準時において当社が所有するイオンモール株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びイオンモールが協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、基準時のイオンモールの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます）に対して、その所有するイオンモール株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付する予定です。交付する当社株式は、当社が保有する自己株式を一部（6,000,000株）充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

なお、イオンモールは、本株式交換の効力発生日に先立って、取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってイオンモールが取得する自己株式を含みます）の全部を、基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により交付する予定の上記株式数については、イオンモールが保有する自己株式（2025年2月28日時点4,896株）に対し当社株式を交付することを前提としておりません。本株式交換により割当交付される当社株式の総数については、イオンモールによる自己株式の取得・消却等の理由により、今後変更される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有するこ

ととなるイオンモールの株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式とあわせて 1 単元（100 株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の当社株式の割当交付を受けることとなるイオンモールの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びイオンモールは、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、当社は、両社から独立した野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます）を、イオンモールは、両社から独立したみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます）を、本特別委員会（下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の「③イオンモールにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」「(i) 設置等の経緯」に定義します。以下同じです）は、両社から独立した株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます）を、イオンモールは、両社から独立した森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます）を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対し

て実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から 2025 年 4 月 11 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言及び当社がイオンモールに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、イオンモールにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、イオンモールの第三者算定機関であるみずほ証券から 2025 年 4 月 10 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（みずほ証券）」といいます）、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、イオンモールが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社及びイオンモールとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される本特別委員会からの指示、助言及び 2025 年 4 月 10 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の③「イオンモールにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです）の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるプルートス・コンサルティングから 2025 年 4 月 10 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（プルートス・コンサルティング）」といいます）等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、イオンモールは、本株式交換比率は妥当であり、イオンモールの少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、当社及びイオンモールのそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は 2025 年 4 月 11 日付の代表執行役の決定に基づき、イオンモールは 2025 年 4 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びイオンモールが協議した上で、合意により変更されることがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券、イオンモールの第三者算定機関であるみずほ証券及び本特別委員会の独自の第三者算定機関であるプルートス・コンサルティングは、いずれも、当社及びイオンモールから独立した算定機関であり、当社及びイオ

ンモールの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます）は、イオンモール及び当社の株主たる地位を有しており、また、当社及びイオンモールに対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施していますが、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（第 36 条第 2 項）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（第 70 条の 4）の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人及び株主の地位とは独立した立場で株式交換比率に関する算定を行っているとのこと。イオンモールは、みずほ証券の算定機関としての実績に加え、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること等に鑑み、本株式交換におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として職務を行うにあたり十分な独立性が確保されており、イオンモールがみずほ証券に対して株式交換比率に関する算定を依頼することに関し、特段の問題はないと判断しております。また、みずほ証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、イオンモールは、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりみずほ証券をイオンモールのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

また、本株式交換に係るプルータス・コンサルティングの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

(i) 野村証券による算定

野村証券は、当社については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

イオンモールについては、イオンモール株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます）を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法①	0.52～0.54

市場株価平均法②	0.56～0.62
D C F 法	0.55～0.91

なお、市場株価平均法①では、2025 年 2 月 28 日に両社が締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます）の締結日の前営業日であり、本株式交換に関する一部報道機関による憶測報道等（2025 年 2 月 28 日の立会時間終了前）による株価への影響を排除した 2025 年 2 月 27 日を基準日（以下「基準日①」といいます）として、当社株式及びイオンモール株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①から遡る直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を、並びに 2025 年 4 月 10 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます）として、当社株式及びイオンモール株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②から遡る直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社、イオンモール及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。イオンモールの財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、イオンモールの経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2025 年 4 月 10 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券が D C F 法による算定の前提としたイオンモールの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、国内・海外の新規モール投資及び既存モールの増床・活性化等の設備投資額の増減が主因となり、対前年度比較において 2025 年 2 月期は前年度から 841 億円の増加、2026 年 2 月期は前年度から 605 億円の減少、2029 年 2 月期は前年度から 638 億円の増加、2030 年 2 月期は前年度から 515 億円の増加、2031 年 2 月期は前年度から 399 億円の増加となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、当社については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に

上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を採用して算定を行いました。

また、イオンモールについては、イオンモール株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、比較可能な上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	イオンモール	
市場株価基準法 (基準日①)	市場株価基準法 (基準日①)	0.52～0.54
市場株価基準法 (基準日②)	市場株価基準法 (基準日②)	0.56～0.62
	類似企業比較法	0.50～0.66
	DCF法	0.44～0.83

なお、市場株価基準法については、本基本合意書の締結日の前営業日であり、本株式交換に関する一部報道機関による憶測報道等（2025年2月28日の立会時間終了前）による株価への影響を排除した2025年2月27日を算定基準日（基準日①）とし、また、本基本合意書の締結から株式交換契約締結までの株価状況も踏まえた市場からの評価を勘案するため、2025年4月10日を算定基準日（基準日②）として、東京証券取引所における各基準日の終値及び各基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

類似企業比較法では、イオンモールと比較的類似する事業を営む上場企業として、大和ハウス工業株式会社、片倉工業株式会社及び株式会社歌舞伎座を選定したうえで、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、イオンモールが作成した2025年2月期から2031年2月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、2025年2月期第4四半期以降に見込まれる将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については、永久成長法及びマルチプル法を採用しております。具体的には、割引率は4.27%～4.47%を使用しており、永久成長法では永久成長率を2%、マルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率を7.55倍～8.05倍として算出しております。なお、みずほ証券がDCF法で算定の前提としたイ

イオンモールの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、国内・海外の新規モール投資及び既存モールの増床・活性化等の設備投資額の増減が主因となり、対前年度比較において2026年2月期は前年度から933億円の減少、2029年2月期は前年度から909億円の増加となることを見込んでおります。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、財務予測に加味しておらず、これを算定の基礎としたみずほ証券による算定にも盛り込まれておりません。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、みずほ証券は両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券は、イオンモールから提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、イオンモールの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。みずほ証券は、イオンモールの事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2025年4月10日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、イオンモールの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(iii) プルータス・コンサルティングによる算定

プルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から採用すべき算定手法を検討の上、当社については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

また、イオンモールについては、同社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	イオンモール	
市場株価法 (基準日①)	市場株価法 (基準日①)	0.52～0.54
市場株価法 (基準日②)	市場株価法 (基準日②)	0.56～0.62
	D C F 法	0.41～0.71

なお、市場株価法については、本基本合意書の締結日の前営業日であり、本株式交換に関する一部報道機関による憶測報道等（2025 年 2 月 28 日の立会時間終了前）による株価への影響を排除した 2025 年 2 月 27 日を算定基準日（基準日①）とし、また、本基本合意書の締結から株式交換契約締結までの株価状況も踏まえた市場からの評価を勘案するため、2025 年 4 月 10 日を算定基準日（基準日②）として、東京証券取引所における各基準日の終値及び各基準日までの 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

D C F 法では、イオンモールが作成した 2025 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、イオンモールが 2025 年 2 月期第 4 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてイオンモールの企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、4.5%～5.1%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用しており、永久成長率を 0 %として算定しております。

ブルータス・コンサルティングが D C F 法で算定の前提としたイオンモールの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、国内・海外の新規モール投資及び既存モールの増床・活性化等の設備投資額の増減等を要因として、対前年度比較において 2026 年 2 月期は前年度から 1,081 億円の減少、2029 年 2 月期は前年度から 913 億円の増加となることを見込んでおります。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、ブルータス・コンサルティングが D C F 法に用いた事業見通しには加味されておられません。

ブルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、ブルータス・コンサルティングに提供された情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なもの

であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、イオンモール及びそれらの関係会社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてイオンモールの財務予測に関する情報については、イオンモールの経営陣による算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、プルータス・コンサルティングは、算定の基礎としたイオンモールの事業計画について、イオンモールとの間で質疑応答を行いその内容を確認しております。また、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の「③イオンモールにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認し、不合理でないことを確認しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 7 月 1 日（予定）をもって、イオンモールは当社の完全子会社となることから、イオンモールは、東京証券取引所プライム市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2025 年 6 月 27 日に上場廃止（最終売買日は 2025 年 6 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、イオンモール株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

イオンモール株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりイオンモールの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記 1.

「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、イオンモールの株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 6 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所市場プライム市場において、その所有するイオンモール株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

当社及びイオンモールは、当社が、2025 年 4 月 11 日時点で、イオンモール株式 132,351,781 株（2025 年 2 月 28 日時点の発行済株式総数 227,571,139 株から同日時点の自己株式数 4,896 株を控除した数（227,566,243 株）に占める割合に対して 58.16%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです））を所有し、イオンモールは当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は両社から独立した野村證券を、イオンモールは両社から独立したみずほ証券、本特別委員会は両社から独立したブルータス・コンサルティングを、それぞれ第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社、イオンモール及び本特別委員会は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及びイオンモールから独立しており、当社及びイオンモールとの間に重要な利害関係を有していません。

一方、イオンモールは、リーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びイオンモールの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びイオンモールから独立しており、当社及びイオンモールとの間に重要な利害関係を有していません。

③ イオンモールにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

イオンモールは、当社から、2025 年 1 月 9 日に完全子会社化の実現に向けて具体的な協議を開始したい旨の意向表明書を受領しました。これを受けてイオンモールは、本株式交換の検討並びに当社との本株式交換に係る協議及び交渉を行うにあたり、上記のとおり本株式交換の公正性を担保するため、当社、イオンモール及び本株式交換の成否から独立したイオンモールの独立社外取締役（腰塚國博氏、榎本知佐氏、黒崎裕伸氏、大和田順子氏、滝順子氏）の合計 5 名によって構成され、イオンモールの経

営陣・支配株主から独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることを職責とするガバナンス委員会を、本株式交換に係る特別委員会（以下「本特別委員会」といいます）として提言を得ることとし、本特別委員会は 2025 年 1 月 16 日より、本株式交換の合理性や取引条件の相当性等に関する検討を開始いたしました。これに伴い、イオンモールの 2025 年 1 月 28 日付の取締役会において、本特別委員会に対し、(a)イオンモール取締役会において当社によるイオンモールの非公開化に係る取引（以下「本件非公開化」といいます）の承認をするべきか否かについて検討し、イオンモール取締役会に勧告を行うこと、及び、(b)イオンモール取締役会において、本件非公開化の実施について決定することが、イオンモールの少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、イオンモール取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます）を諮問する旨を確認いたしました。

また、イオンモールの同取締役会は、(i) イオンモール取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本件非公開化に関する意思決定を行うこととすること、及び、(ii) 本特別委員会が本件非公開化の取引条件が妥当でないと判断した場合には、イオンモール取締役会は当該取引条件による本件非公開化の承認をしないこととすることを確認するとともに、本特別委員会に対し、(i) イオンモールと当社の間で取引条件等についての交渉（イオンモールの役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含む）を行うこと、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者評価機関及び法務のアドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用はイオンモールが負担する）、または、イオンモールの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む）すること、(iii) 必要に応じ、イオンモールの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを確認しております。

なお、上記の取締役会決議に当たっては、イオンモールが当社の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、イオンモール取締役会の決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、イオンモールの取締役 12 名のうち、現に当社の取締役兼代表執行役会長を務める岡田元也氏並びに当社の出身者である大野恵司氏及び速水英樹氏を除く 9 名の取締役の全員一致により上記決議を行っております。また、上記の取締役会には、当社の顧問を兼務している西松正人氏及び当社の出身者である青山和弘氏を除く監査役 2 名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、イオンモールの取締役のうち岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏の 3 名並びにイオンモールの監査役のうち西松正人氏及び青山和弘氏は、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会

を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれもイオンモールの社外取締役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年1月16日より2025年4月10日までの間に合計19回（合計約24時間）開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、まず、イオンモールが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、独立性、専門性及び実績等に鑑み、プルータス・コンサルティングを選任いたしました。

そのうえで、本特別委員会は、当社から、本株式交換の実施の背景及び目的、本株式交換後の成長戦略（本株式交換によるシナジー効果を含みます）、イオンモールの上場廃止に係るメリット・デメリット、本株式交換実施後の経営方針、本株式交換比率その他の条件の考え方等について説明を受け、質疑応答を行い、また、イオンモールから、本株式交換の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、当社に対して提示する事業計画並びにみずほ証券及びプルータス・コンサルティングがイオンモールの株式価値の算定において基礎とする事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認及び承認を行いました。

その上で、本特別委員会は、イオンモールのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、その独立性及び専門性に鑑み、本株式交換における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本株式交換に関する事項全般について法的助言を受けました。

さらに、本特別委員会は、イオンモールのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングによる株式交換比率算定について、本株式交換の対価（本株式交換比率等）の算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程、重要な前提条件等及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を確認しております。

加えて、本特別委員会は、イオンモールのファイナンシャル・アドバイザーである

みずほ証券の独立性及び専門性に鑑み、イオンモールの依頼により、イオンモールのファイナンシャル・アドバイザーである同社から説明を受けるとともに、本特別委員会の独自のファイナンシャル・アドバイザーであるプルート・コンサルティングから説明を受け、みずほ証券及びプルート・コンサルティングによる株式交換比率算定・分析結果並びにイオンモールが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社からより高い株式交換比率を引き出すための交渉方針について審議・検討しました。

また、本特別委員会は、イオンモールが当社から株式交換比率に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、イオンモールの依頼によりイオンモールのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザーであるプルート・コンサルティングから説明を受け、イオンモールに対して複数回に亘り、当社に対して株式交換比率の引上げを要請すべき旨を意見し、当社に対する交渉方針を審議・検討すること等により、当社との間の株式交換比率に関する協議・交渉に実質的に関与しました。

その結果、イオンモールは、2025 年 4 月 9 日、当社から、株式交換比率を 1 : 0.65（イオンモール株式 1 株に対して当社株式 0.65 株を割当て）とする提案を受け、結果として、株式交換比率を、当社の当初提示比率である 1 : 0.57（イオンモール株式 1 株に対して当社株式 0.57 株を割当て）から 1 : 0.65（イオンモール株式 1 株に対して当社株式 0.65 株を割当て）にまで引き上げております。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、本株式交換契約の締結に係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

（iii）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的見地からの助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言、2025 年 4 月 10 日付で提出を受けた本株式交換比率算定書（みずほ証券）及び 2025 年 4 月 10 日付で提出を受けた本株式交換比率算定書（プルート・コンサルティング）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2025 年 4 月 10 日付で、イオンモールの取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

（a）答申内容

- i. イオンモール取締役会において、本取引の承認をすることを決議することは相当であると考えます。
- ii. イオンモール取締役会において、本取引の実施について決定することが、イオンモールの少数株主にとって不利益なものでないと考えます。

(b) 答申理由

i. 本取引がイオンモールの企業価値の向上に資するか否か

本特別委員会として、当社に対する書面及びインタビューによる質疑応答並びにイオンモールに対するインタビューによる質疑応答の内容も踏まえ、本取引がイオンモールの企業価値向上に資するか否かにつき慎重に審議・検討し、以下の理由により、当社より提案のあった経営戦略及びその具体的な施策については、その個々の施策の実行に際しては慎重な考慮と対応が必要となるものの、イオンモールの企業価値をより迅速かつ確実に成長させる手段の一つであると判断した。

- ・ (i) 本取引により、イオングループの持つスケラビリティとイオンモールの持つ人材やノウハウを活かすことにより、イオンモールが利用可能な経営資源が拡充し、イオンモールが持続的な成長を実現していく可能性があること、(ii) イオングループ内需要の一体的な集約により、販促・イベント企画・広告事業や活性化・修繕工事等を内製化することによりイオンモールの売上及び利益が増加する可能性があること、(iii) イオンモールをイオングループにおけるディベロッパー事業の中核企業としての機能を明確化することにより、イオンモールを核とした不動産バリューチェーンの垂直統合と、これによる新規事業の創出によりイオンモールの提供するサービスが進化又は拡充する可能性があること、(iv) イオングループ各社が保有する顧客データ基盤との連携により、グループ一体となったデジタルマーケティングを展開することによるイオンモールの収益拡大が図れること、(v) これらの施策をより迅速にかつ確実に実現するためには現在の資本関係では困難であるといえること。

- ・ イオンモールがイオングループ各社から受託している PM 物件（注）については、一定の不確定要素やイオンモールの資産効率性に及ぼす影響はあるものの、イオンモールが PM 物件をイオングループ各社から承継し、当該物件の所有者として直接管理を行うことで、イオングループ各社からの賃料の見直しの可能性を踏まえてもなお、イオンモールの事業機会の拡大により業績が改善する見込みであること。

（注）「PM 物件」とは、イオングループ各社が所有し、イオンモールにプロパティマネジメント業務を委託している物件。

- ・ イオンモールの企業価値の向上には、成長の見込まれる海外市場への事業展開が不可欠であると考えられるものの、これらの質疑応答において、イオングループの需要の集約等により財務的基盤を充実しつつ、イオングループの経営資源を有効に活用することで、引き続き海外への事業展開も見込まれること。
- ・ 他方、イオンモールが上場会社でなくなる結果、今後イオンモールの成

長投資のために要する資金の調達について、当社を経由した親子ローンに頼ることになることにより自由度が失われる可能性があることが懸念されたが、当社として、本取引は金融機関や格付機関より基本的にポジティブに捉えられておりイオングループとしての調達余力は増強すると考えているということや、本取引後もイオンモールによる金融機関からの借入れや社債の発行といった独自の資金調達を実施することを否定するものでもないこと。

- ・ 本取引の実行が、イオンモールの直接の顧客であるテナントや従業員などイオンモールのステークホルダーとの関係性に悪影響を及ぼす可能性についても懸念されたが、本基本合意書の締結及び公表日以降、そのような関係性の悪化の兆候は見られていないこと。

ii. 手続の公正性

以下の点より、本取引においては一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されているものとする。

① 本特別委員会の設置

- ・ 本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、イオンモール独立社外取締役5名で構成される本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問する旨を確認したこと。
- ・ 本特別委員会が、(i)外資系を含む複数社でのリーダーの経験・実績が豊富であり、他社での社外取締役や大学での取組みなど活動範囲やネットワークも広いことから、イオンモールの重要課題であるサステナビリティ情報の開示、ブランド戦略の推進に関して幅広い知見を有する榎本知佐、(ii)他社において取締役として技術戦略や新規事業創出、大型買収案件等に從事するとともに、技術者として培われたデジタル・科学技術における高度な知識を有する腰塚國博、(iii)海外での事業活動や現地法人責任者（社長）として培った事業拡大等の経営経験及びリスク管理における高度な知見を有する黒崎裕伸、(iv)人材活用、人事ソリューション、ダイバーシティ、働き方改革など人事採用教育関連の高度な知見を有する大和田順子、(v)他社においての経営に近い執行職として事業戦略立案、経営管理基盤の再構築、会計内部統制構築等の業務経験を有しており、また公認会計士として会計監査、会計コンサルティング、企業ガバナンス等の専門家として培われた高い知見を有する滝順子の5名で構成されており、本諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を備えていると認められること。
- ・ 本特別委員会において、2025年1月16日より2025年4月10日までの間に合計19回、計約24時間にわたり審議を重ねたこと。

② イオンモールにおける独立した法律事務所からの助言

- ・ イオンモールが、株式交換比率の公正性その他本取引の公正性を担保すべく、イオングループ及びイオンモールグループから独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認したこと。なお、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否に関らず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないため、その独立性は確保されているものと認められる。
- ・ その上で、イオンモールが、森・濱田松本法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係るイオンモールの意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法務的見地からの助言を受けたこと。

③ イオンモールにおける独立した第三者算定機関からの株式交換比率に係る算定書の取得

- ・ イオンモールが、株式交換比率の公正性その他本取引の公正性を担保すべく、イオングループ及びイオンモールグループから独立した第三者算定機関として、イオンモールのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認したこと。
- ・ みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社みずほ信託銀行は、イオンモール及び当社の株主たる地位を有しており、また、当社及びイオンモールに対して、通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じているが、本株式交換に関してイオンモール及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておらず、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、イオンモール及びみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていることを確認していること。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもってみずほ証券の独立性が否定されるわけではないものと考え

られる。

- ・ その上で、イオンモールが、みずほ証券から、株式交換比率の算定、本取引の交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025年4月10日付で本株式交換比率算定書（みずほ証券）を取得したこと。

④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式交換比率に係る算定書の取得

- ・ 本特別委員会が、本諮問事項の検討を行うにあたり、当社及びイオンモールグループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングを選任したこと。なお、ブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないため、その独立性は確保されているものと認められる。
- ・ その上で、同社から、株式交換比率の算定、当社との交渉に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2025年4月10日付で本株式交換比率算定書（ブルータス・コンサルティング）を取得したこと。

⑤ イオンモールにおける独立した検討体制の構築

- ・ イオンモールが、2025年1月9日に、当社より意向表明書を受領した以降、本取引に関する検討（イオンモール株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む）並びに当社との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは当社の役職員を兼職しておらず、かつ過去にイオングループ（イオンモールを除く）の役職員としての地位を有していたことのないイオンモールの役職員により構成されるものとしたこと。
- ・ 2025年1月28日付取締役会決議において、森・濱田松本法律事務所の法的助言を踏まえ、本取引についてイオンモール内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、当社又はイオングループの出身者である取締役の大野恵司氏及び速水英樹氏並びに監査役の西松正人氏及び青山和弘氏は本取引に関する協議・交渉には一切参加しないこととしたこと。
- ・ 本特別委員会としても、イオンモールの検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与するイオンモールの役職員の範囲及びその職務を含む）に独立性・公正性の観点から問題がないことを承認したこと。

⑥ イオンモールにおける利害関係を有する取締役及び監査役の不参加

- ・ イオンモールの取締役 12 名のうち、岡田元也氏は現に当社の取締役兼代表執行役会長を務めており、大野恵司氏及び速水英樹氏は当社の出身者であるため、イオンモールが当社の連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る 2025 年 4 月 10 日までの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本株式交換契約の締結に関する 2025 年 4 月 11 日開催予定の取締役会における審議及び決議にも参加しない予定であり、かつ、イオンモールの立場で本取引に関する検討、協議及び交渉に参加していないこと。
- ・ 監査役である西松正人氏及び青山和弘氏も、当社の出身者であるため、本取引に係る 2025 年 4 月 10 日までの取締役会の審議には参加しておらず、また、本株式交換契約の締結に関する 2025 年 4 月 11 日開催予定の取締役会における審議にも参加しない予定であり、かつ、イオンモールの立場で本取引に関する検討、協議及び交渉に参加していないこと。

⑦ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

- ・ イオンモール及び当社は、イオンモールが当社以外の買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がイオンモールとの間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っていないこと。
- ・ また、イオンモールが公表予定の本取引及び本株式交換契約の締結に関するプレスリリースのドラフトによれば、本株式交換契約を承認するためのイオンモールの定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから 1 ヶ月超後である 5 月 22 日に開催予定であり、先行して 2025 年 2 月 28 日に本取引に向けた協議を開始する旨の本基本合意書の締結が公表されていることも踏まえれば、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会の確保が不十分というべきものではない。
- ・ なお、イオンモールは、積極的なマーケット・チェックまでは行っていないが、本取引においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑥のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本取引における手続の公正性が損なわれるものではないと考えられる。

iii. 取引条件の妥当性

① 本取引の方法及び買収対価の種類等

本取引は、当社を株式交換完全親会社、イオンモールを株式交換完全子会社とする本株式交換により実施することが予定されているところ、本株式交換の対価として当社株式がイオンモールの少数株主に交付されることにより、(i)当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるイオングループの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の価格上昇等を享受する機会をイオンモールの少数株主に対して提供できること、(ii)イオンモールの少数株主は、流動性の高い当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であること、(iii)イオンモールの少数株主は、本株式交換の実施により当社の単元未満株主となる可能性があり、そうなった場合には、その保有することとなる単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないが、これらの者は、当社の単元未満株式の買増制度又は買取制度を利用することによって、投資を回収する機会が保障されていること等を踏まえると、本特別委員会は、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考ええる。

② 株式交換比率その他の取引条件

本特別委員会は、本株式交換比率である1：0.65（イオンモール株式1株に対して当社株式0.65株を割当て）は、以下の理由から相当な比率であると考ええる。

(i) 本株式交換比率について、イオンモール及び当社から独立した本特別委員会が交渉を行うことにより、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、初回提案である第1回提案に係る比率である1：0.57（イオンモール株式1株に対して当社株式0.57株を割当て）から最終提案に係る比率である1：0.65（イオンモール株式1株に対して当社株式0.65株を割当て）まで、当社による合計6回の提案を経て合意された比率であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った比率であると考えられること。

(ii) 本株式交換比率及び本株式交換の公表日の前日（2025年4月10日）における当社株式の市場価格を基に算出した対価相当額2,607円は、2014年7月11日以降2025年4月10日までのイオンモール株式の場中を含む高値を上回っており、同期間に市場で

イオンモール株式を取得した株主に経済的不利益が生じない水準であること。

- (iii) プルータス・コンサルティング及びみずほ証券が株式価値を算定するにあたり前提としたイオンモール事業計画（2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期まで）に関して、当該事業計画は現時点で達成の蓋然性が合理的に認められる範囲でイオンモールの成長を最大限期待するものとなっており、本件において本株式交換比率の算定を行う前提として合理的な計画であること、本株式交換比率が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- (iv) みずほ証券による株式交換比率算定結果においては、株式交換比率について、本基本合意書締結の公表日の前日（2025 年 2 月 27 日）を算定基準日とする市場株価基準法では 0.52 から 0.54、本株式交換比率算定書（みずほ証券）の提出日（2025 年 4 月 10 日）を算定基準日とする市場株価基準法では 0.56 から 0.62、類似企業比較法では 0.50 から 0.66、DCF 法では 0.44 から 0.83 と算定しており、本株式交換比率は、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似企業比較法及び DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内でありその中央値を上回るものであること。
- (v) プルータス・コンサルティングによる株式交換比率算定結果においては、株式交換比率について、本基本合意書締結の公表日の前日（2025 年 2 月 27 日）を算定基準日とする市場株価法では 0.52 から 0.54、本株式交換比率算定書（プルータス・コンサルティング）の提出日（2025 年 4 月 10 日）を算定基準日とする市場株価法では 0.56 から 0.62、DCF 法では 0.41 から 0.71 と算定しており、本株式交換比率は、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内でありその中央値を上回るものであること。
- (vi) イオンモールの株式 1 株に対して当社株式 0.65 株という本株式交換比率は、本基本合意書締結の公表日の前日（2025 年 2 月 27 日）を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、直近 1 ヶ月の終値による株価比率の単純平均、直近 3 ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近 6 ヶ月の終値による株価比率の単純平均をもとに算定された比率に対してそれぞれ 22.24%、23.94%、20.98%及び 20.48%のプレミアムをそれぞれ加えた比率である。これは、経済産業省により策定された「公正な M&A の在り方に関する指針」が公表された 2019 年 6 月 28 日以降に公表された類

似事例（組織再編実施前の時点で対象会社を買収者の上場子会社の事例で、比率発表日の前営業日のプレミアムがディスカウントとなっている案件、不成立案件、REIT案件、TOB後の完全子会社化手法として株式交換を実施した事例を除く）の比率公表前営業日の終値による株価比率、直近1ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近3ヶ月の終値による株価比率の単純平均に対するプレミアムの中央値（それぞれ18.4%、18.0%及び20.7%）を上回っており、また、同直近6ヶ月の終値による株価比率の単純平均に対するプレミアムの中央値（21.4%）と同水準であり、相応のプレミアムが付されているものと認められる。

④ イオンモールにおける独立した検討体制の構築

イオンモールは、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をイオンモールの社内に構築いたしました。具体的には、イオンモールは、2025年1月9日に、当社より意向表明書を受領した以降、本株式交換に関する検討（イオンモール株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます）並びに当社との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは当社の役職員を兼職しておらず、かつ過去にイオングループ（イオンモールグループを除きます）の役職員としての地位を有していたことのないイオンモールの役職員により構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。

本特別委員会は2025年1月16日開催の特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の法的助言を踏まえ、本株式交換についてイオンモール内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、本株式交換と利害関係を有すると考えられる岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏の取締役3名並びに西松正人氏及び青山和弘氏の監査役2名は本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととする旨を承認し、また、イオンモールは2025年1月28日付の取締役会においてかかる検討体制を確認いたしました。

これらの取扱いを含めて、イオンモールの検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ イオンモールにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

イオンモールは、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、みずほ証券から得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（みずほ証券）の内容、本株式交換比率算定書（プルータス・コンサルティング）の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が当社との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、当社による本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なもの

可否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2025 年 4 月 11 日開催のイオンモールの取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記のイオンモールの取締役会においては、イオンモールが当社の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、イオンモールの取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、イオンモールの取締役 12 名のうち、当社の役員を兼任している岡田元也氏、当社の出身者である大野恵司氏及び速水英樹氏を除く 9 名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には、当社の顧問を兼務している西松正人氏及び当社の出身者である青山和弘氏を除く監査役 2 名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、イオンモールの取締役のうち岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏並びにイオンモールの監査役のうち西松正人氏及び青山和弘氏は、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

イオンモール及び当社は、イオンモールが当社以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がイオンモールとの間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するためのイオンモールの定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから 1 ヶ月超後である 5 月 22 日に開催予定であり、先行して 2025 年 2 月 28 日に本取引に向けた協議を開始する旨の本基本合意書の締結が公表されていることも踏まえれば、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会の確保が不十分というべきものではありません。

なお、イオンモールは、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本取引においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、そのみにより本取引における手続の公正性が損なわれるものではありません。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換の対価として当社株式がイオンモールの少数株主の皆様には交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待される効

果や、かかる効果の発現によるイオングループの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等を享受する機会をイオンモールの少数株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高い当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断しております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。これは、当社の財務状況、資本政策、その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金の額 0 円

資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める金額

利益準備金の額 0 円

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

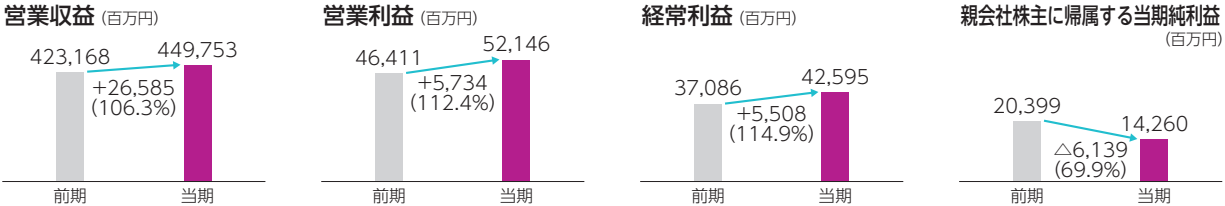
① 事業の経過及びその成果

a. 連結経営成績に関する説明

当連結会計年度の経営成績は、営業収益が4,497億5千3百万円（対前期比106.3%）、営業利益が521億4千6百万円（同112.4%）、経常利益が425億9千5百万円（同114.9%）で増収増益となりました。減損損失71億7千9百万円や、聖蹟桜ヶ丘オーパ（東京都）および心斎橋オーパ（大阪府）の管理・運営業務終了決定等に伴う店舗閉鎖損失引当金繰入額51億4千8百万円等、特別損失を142億1千万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は142億6千万円（同69.9%）となりました。

セグメント別では、国内事業（日本）は営業収益が3,459億2千1百万円（対前期比103.7%）、営業利益が427億9千1百万円（同119.5%）と高い利益成長により連結業績を牽引しました。既存モールにおける積極的な活性化に加えて、集客施策や大型セールス企画の実施、またインバウンド消費拡大等の効果により国内モールの収益力には鮮明な回復が見られ、今後も継続的なキャッシュ・フローを生み出すための事業基盤構築が進みました。海外事業ではベトナムとインドネシアが増収増益を確保しましたが、中国とカンボジアの減益をカバーしきれず、営業収益は1,046億2千3百万円（同116.2%）、営業利益は93億2千9百万円（同88.3%）となりました。

■ 連結経営成績



■ セグメント別経営成績

(単位：百万円)

	営業収益			セグメント利益又は損失 (△)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減 (前期比)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減 (前期比)
中国	58,985	68,141	+9,155 (115.5%)	6,537	4,746	△1,790 (72.6%)
ベトナム	15,263	17,321	+2,057 (113.5%)	3,901	4,235	+334 (108.6%)
カンボジア	8,499	9,308	+809 (109.5%)	411	105	△305 (25.7%)
インドネシア	7,260	9,852	+2,591 (135.7%)	△269	259	+529 (-)
その他	—	—	—	△14	△18	△3 (-)
海外	90,009	104,623	+14,614 (116.2%)	10,565	9,329	△1,235 (88.3%)
日本	333,722	345,921	+12,198 (103.7%)	35,821	42,791	+6,970 (119.5%)
調整額	△563	△791	△227 (-)	25	25	— (100.0%)
合計	423,168	449,753	+26,585 (106.3%)	46,411	52,146	+5,734 (112.4%)

各国における営業概況は次に記載のとおりです。なお、海外現地法人の決算期は12月末のため、当連結会計年度の業績は2024年1月～12月累計期間の業績となります。

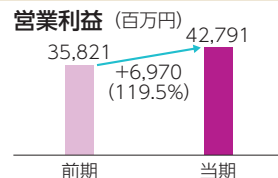
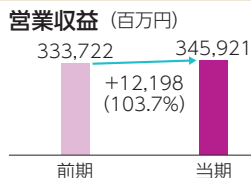
日本



イオンモール豊川（愛知県）

営業収益 **3,459**億円

営業利益 **427**億円



既存モールでは、3月29日にイオンレイクタウンのLake Town OUTLET（埼玉県）、4月19日にイオンモール太田（群馬県）を増床リニューアルする等、当連結会計年度に11モールのリニューアルを実施しました。集客強化の取り組みとしては、ゴールデンウィーク、ブラックフライデー、年末年始に多数のイベントを開催した他、日本各地で連日猛暑が続く夏場にかけては、当社モールをクールシェアスポットとして利用することで地域の皆さまに涼しさと楽しさを感じていただけるよう、夏祭りやミニ花火ショー、ウォーターパークの設置等、モール館内でご家族揃って楽しめるイベントを多数実施しました。また、円安進行を背景に拡大傾向にあるインバウンド消費に対しては、観光地や空港至近のモールを中心に需要の取り込みを図り、免税売上は前期比約2倍に伸長しました。これらの結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比105.4%（対象92モール）と伸長しました。

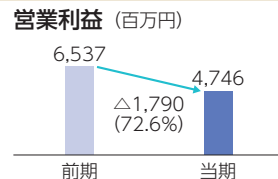
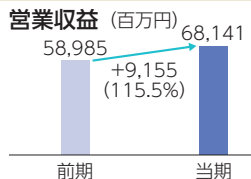
海外（中国）



イオンモール長沙星沙（湖南省長沙市）

営業収益 **681**億円

営業利益 **47**億円



不動産市況の長期低迷や若年層を中心とする厳しい雇用環境を背景に、お客さまの消費マインドは低下基調で推移しました。当社モールでは、飲食やアミューズメント等の時間消費型の業種は堅調に推移し、既存モール来店客数は前期比108.2%と伸長しましたが、衣料品や服飾品等の物販業種への買い回りが低下しました。日常における低価格志向は継続が見込まれますが、ハレ型消費は底堅いことから、お客さまの消費意欲を喚起する集客イベントや営業施策を強化し、買い回りを促進することで売上拡大を図りました。これらの結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比101.7%（対象21モール）と伸長しました。

海外（ベトナム）



イオンモール フェ（フエ市）

南部エリアでは工場労働者の労働環境改善が遅れたことによる消費への影響が残ったことに加え、7月のベトナム共産党書記長逝去に伴う消費活動の自粛や、9月の北部エリアへの大型台風上陸による当社一部モールでの臨時休業の影響等もありましたが、ベトナム国内の消費は総じて堅調に推移しました。当社モールでは、地域行政や団体と連携したイベント実施や専門店で利用可能なクーポン発行等の取り組みに加えて、記念日や季節行事に合わせたセールス企画や集客イベントを計画的に実施し、売上拡大を図りました。これらの結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比107.4%（対象6モール）と伸長しました。

海外（カンボジア）



イオンモール ミエンチェイ（プノンペン都）

3号店イオンモール ミエンチェイ（プノンペン都）では、これまで遅延していた周辺道路工事が進展したことに加え、SNSを活用した広告活動や館内休憩スペース等のリノベーションを進める等、集客強化策を推し進めました。昨年11月の1号店イオンモール プノンペン（プノンペン都）の増床リニューアル効果もあり、既存モール来店客数は前期比105.2%と伸長しましたが、カンボジア国内への海外投資の減少による影響から外国人消費が戻らず、本格的な売上回復には至りませんでした。これらの結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比101.4%（対象3モール）と伸長しました。

海外（インドネシア）

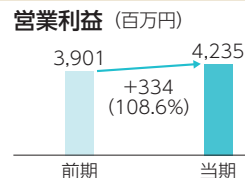
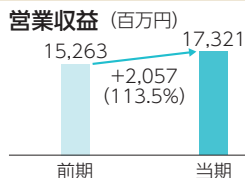


イオンモール デルタマス（パカン県）

3月の新店開業時には既存モールと連動したオープン協賛セール等の販促企画を実施し、また8月には独立記念日に合わせたプロモーションを展開する等、各モールでのセールス企画や地域イベントの継続的な実施により集客強化を図りました。また、4号店イオンモール タンジュンバラット（南ジャカルタ市）を中心に既存モールの空床改善が進んだことで、賃料収入が増加し利益改善に寄与しました。これらの結果、当連結会計年度の既存モール来店客数は前期比107.4%（対象4モール）と伸長しました。

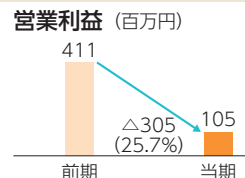
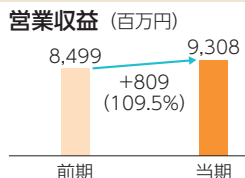
営業収益 **173**億円

営業利益 **42**億円



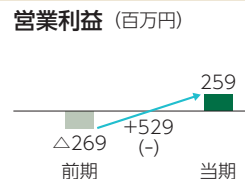
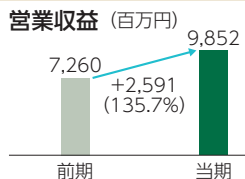
営業収益 **93**億円

営業利益 **1**億円



営業収益 **98**億円

営業利益 **2**億円



■ 国内外におけるリージョナルシフトの推進

Co-Creation for Sustainable Region

Translating Global Goals to Local Contexts

持続可能な地域の共創

多様な立場の人たち、ステークホルダーと対話しながら新しい価値を生み出していく
そのために、グローバルな目標をローカルな状況に翻訳し、実行する



グローバルな目標を、出店する各国、各地域というローカルな特性に翻訳し、その地域に関わる、多様な立場の人たち、ステークホルダーと対話しながら新しい価値を生み出していく行動こそが「持続可能な地域の創造」につながると考えています。
私たちは、地域課題にフォーカスし、共感できる人たちとともに新しい価値を創造するために行動し、地域のため共感を醸成し、ひととのつながりを深め、広げる企業をめざしてまいります。

地域課題にフォーカスし、共感できる人たちとともに、新しい価値を創造する

■ ヘルス&ウェルネスプラットフォームの創造



当社は施設の「めざす姿」を「体の健康、精神の健康、環境の健康、社会的健康を基盤に、豊かな人生をデザインしていく、それが自己実現につながる施設」とし、当社がLife Design developerとして、事業活動を通じ、Well-beingな暮らしづくりを継続してサポートするプラットフォームづくりができるよう取り組んでいきます。



“体の健康（ヘルス）”を超えて、一人ひとりのライフスタイルデザインをサポート

海外成長マーケットにおける事業機会の発掘と事業化

ベトナム 戦略

成長性の高いエリアにおける物件の探索・確保を進め、新規出店を加速していきます。
最重点出店エリアであるベトナムでは、ホーチミン市を中心とした南部、ハノイ市を中心とした北部の両エリアに加えて、中部エリアの周辺都市においてもドミナント出店を推進していきます。

新規物件確保の推進

ベトナムでは各地方政府と「ショッピングモール開発に関する投資および事業推進についての包括覚書」を締結しており、出店パイプラインの確保が着実に進んでいます。2024年9月には中部エリア初出店となる「イオンモール フェ」をオープンしました。モールの位置するフェ市は人口約124万人で、経済発展が期待されているエリアであり、今後も人口増加が見込まれます。

2025年以降には3モールのオープンが決定しており、今後、さらなるベトナム事業の基盤確立をめざし、地方都市への展開を推進していくことで、著しい経済成長を遂げるベトナムの持続的な発展とまちづくりに貢献していきます。



2024年9月オープン

中部エリア 1号店

イオンモール フェ
(フェ市)



イオンモール ダナン タンケー
(ダナン市)



イオンモール タインホア (タインホア省)
2026年下期オープン予定



イオンモール ハロン (クワンニン省)
2026年下期オープン予定

中国 戦略

中国では、成長性の高い内陸部の湖北省・湖南省を重点出店エリアと位置づけ、新規出店を推進していきます。不動産市況の低迷等による中国経済の減速に伴い、当社モールでもエリア間で成長性に差が生じてきています。競争環境は激化し、商業施設の淘汰も顕在化しており、こうした事業環境において、エリア毎の動向をしっかりと見極め、中国事業全体の戦略の再設計を検討していきます。

成長性の高い内陸部への出店

中国では2008年に北京で1号店を開業して以降、北京・天津、湖北省、江蘇省、広東省の4エリアで出店を進め、24モールまで事業を拡大してきました（2025年2月時点）。湖北省の武漢市では、競合他社に先駆けた出店によりエリアブランディングが確立できており、お客さまからの高い支持も得られています。成長性の高い内陸部を重点出店エリアと位置づけ、2023年11月に湖北省4号店となるイオンモール武漢江夏をオープンしました。また、2024年9月には湖南省1号店となるイオンモール長沙星沙をオープンしました。2025年には湖南省2号店となるイオンモール長沙湘江新区（湖南省長沙市）の出店も計画しています。湖南省は中国華中エリアに位置し、その省都である長沙市は直近10年間の人口増加が300万人を超える等、近年高い経済成長を維持しています。今後も成長性の高い内陸部を中心に出店を継続していきます。



イオンモール武漢江夏（湖北省）
2023年11月オープン



湖南省1号店
イオンモール長沙星沙（湖南省）
2024年9月オープン



湖南省2号店
イオンモール長沙湘江新区（湖南省）
2025年オープン予定

国内におけるビジネスモデル改革の推進

成長性の高い国内においては、外部環境では人口減少、少子高齢化に伴う人手不足が顕在化し、また内部環境ではアパレル業種を中心とする専門店売上の低迷、建築コスト高騰による投資効率の低下等が大きな課題となっています。このように日々大きく変化する事業環境を機会とし、変わりゆく地域の課題やお客さまの価値観、潜在的なニーズに対応すべく、既存のビジネスモデル改革を推進していくことで、国内事業における集客力強化および収益性向上を図ってまいります。

既存アセットの有効活用による収益性改善

既存のアセットを有効活用するため、十分に活用できていなかった敷地を新たな価値に転換すべく、モール内の敷地や駐車場の実態的な稼働率を踏まえ、事業用地を新たに創出します。2024年3月にはイオンレイクタウンLakeTown OUTLETに2階建ての増床棟を新設し、インターナショナルブランドやライフスタイル提案型ブランドを導入するリニューアルを実施しました。増床リニューアルと合わせて、Kaze棟と接続するブリッジを新設したことにより施設全体の回遊性の向上につながりました。2024年4月にはイオンモール太田に2階建ての増床棟を新設する増床リニューアルを行いました。フードコート内に自然を感じることでできるエリア「ピクニックコート」を配置するなど、世代を超え、人と文化がつながる地域の交流拠点へと進化しました。国内の商業施設で淘汰が進む中、圧倒的地域ナンバーワンのポジションをさらに強固なものとし、マーケットシェアを拡大することで、地域のお客さまから選ばれ続ける施設をめざしていきます。



イオンレイクタウンLakeTown OUTLET（埼玉県）
2024年3月 増床リニューアルオープン



イオンモール太田（群馬県）
2024年4月 増床リニューアルオープン

抜本的な事業構造改革の実行

外部環境およびお客さまの価値観が加速度的に変化する中、既存事業における深化を進めてきましたが、一部の当社施設においてはこの変化への対応が十分ではなく、集客力および収益性の低迷によりキャッシュ・フロー創出力が低下しています。活性化投資を含めた商圈内の競争力アップと運営効率の改善を進めるほか、不動産・財務的なアプローチからの抜本的な構造改革を視野に入れた取り組みを進めています。聖蹟桜ヶ丘オーパの管理運営を2025年8月、心斎橋オーパの営業を2026年1月に終了することを決定いたしました。

既存モールのリニューアルによる収益力の強化

2024年度は多数の既存モールでリニューアルを実施しました。専門店の入れ替えによりモールの鮮度を上げることに加え、共用部での快適な空間や環境を整えることで、来店動機の創出や滞留時間の増加を図っています。当社では地域の天然木材を使用したお子さま向けの遊び場「モクイクひろば」の導入や、屋外のテラスや公園など快適に過ごせる空間の整備を進めています。無料で利用できる遊び場や快適な空間は来店動機につながり、また館内に長く滞留してもらうことで、専門店の売上アップにもつながります。集客という視点では、モールのファンとして定期的な来館を習慣にもらうことが重要であり、共用部における快適な空間や環境の提供は、継続的な集客増加には欠かせないものと考えています。増床やリニューアルを戦略的に仕掛け、様々な機能を拡充することで、出店企業や地域のお客さまから選ばれ続ける施設をめざしていきます。

来店動機を創出／
滞留時間の増加

館内の
買い回りが促進

専門店の
売上アップ

当社の
収益・利益に寄与

子育て世代対応



モクイクひろば
地域の天然木を造作に使用した
お子さま向けの遊び場

快適な環境づくり



屋外テラスエリア
開放的な屋外空間で地域の憩いの場として、
心地よい時間を楽しめる

リージョナルシフトの推進・ヘルス&ウェルネスプラットフォームの創造

②設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、900億9百万円（長期前払費用を含む）であります。

その内訳は、モール事業における「日本」275億5千万円、「中国」298億2千2百万円、「ベトナム」279億4千7百万円、「カンボジア」16億2千7百万円、「インドネシア」30億6千1百万円等であります。「日本」においては、既存モールであるイオンモール太田、イオンレイクタウンのLake Town OUTLETの増床リニューアル等による投資を実施しました。「中国」においては、新規モールであるイオンモール長沙星沙、イオンモール杭州銭塘の開設、翌連結会計年度に開業予定のイオンモール長沙湘江新区の設備代金等の投資を実施しました。「ベトナム」においては、イオンモールフエの開設、「インドネシア」においては、イオンモールデルタマスの開設を行ったこと等による投資を実施しました。

③資金調達の状況

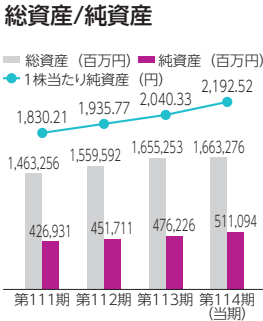
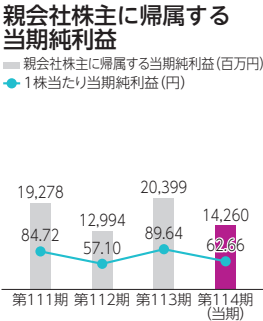
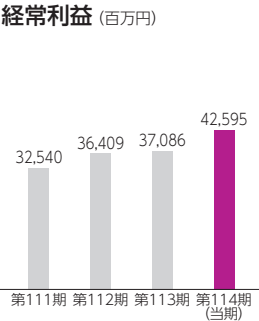
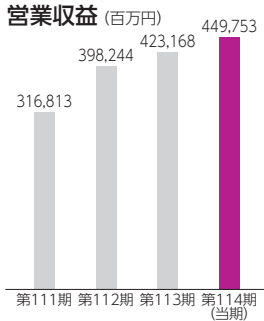
当連結会計年度におきましては、長期借入金として既存取引銀行等より335億6千9百万円、社債の発行により500億円の調達をいたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第111期 (2022年2月期)	第112期 (2023年2月期)	第113期 (2024年2月期)	第114期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
営業収益	(百万円)	316,813	398,244	423,168	449,753
経常利益	(百万円)	32,540	36,409	37,086	42,595
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	19,278	12,994	20,399	14,260
1株当たり当期純利益	(円)	84.72	57.10	89.64	62.66
総資産	(百万円)	1,463,256	1,559,592	1,655,253	1,663,276
純資産	(百万円)	426,931	451,711	476,226	511,094
1株当たり純資産	(円)	1,830.21	1,935.77	2,040.33	2,192.52
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	61,492	101,490	126,305	102,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△122,382	△103,276	△101,743	△96,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	8,225	13,515	△12,848	△64,788
現金及び現金同等物期末残高	(百万円)	82,973	101,101	112,354	64,687

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第114期（当連結会計年度）につきましては、前記(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第112期の期首から適用しており、第112期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第111期 (2022年2月期)	第112期 (2023年2月期)	第113期 (2024年2月期)	第114期 (当期) (2025年2月期)
営業収益	(百万円)	247,951	306,540	318,287	330,298
経常利益	(百万円)	32,059	32,036	32,370	38,284
当期純利益	(百万円)	25,337	19,804	23,339	22,923
1株当たり当期純利益	(円)	111.35	87.03	102.56	100.73
総資産	(百万円)	1,315,583	1,412,367	1,436,527	1,429,540
純資産	(百万円)	446,649	453,991	465,606	477,241
1株当たり純資産	(円)	1,962.75	1,994.96	2,045.95	2,096.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第112期の期首から適用しており、第112期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第111期は、2021年3月5日に「イオンモール新利府 南館」、2021年6月8日に「イオンモール川口」、2021年7月19日に「イオンモール白山」、2021年10月27日に「イオンモールNagoya Noritake Garden」がオープンしております。
4. 第112期は、2022年4月28日に「THE OUTLETS KITAKYUSHU」、2022年10月7日に「イオンモール土岐」がオープンしております。
5. 第113期は、2023年4月4日に「イオンモール豊川」、2023年4月28日に「THE OUTLETS SHONAN HIRATSUKA」、2023年10月20日に「JIYUGAOKA de aone」、2023年12月15日に「CeeU Yokohama」がオープンしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社及び同社の子会社で当社の議決権を58.83%（直接保有58.24%）保有しております。

当社は同社に対し資金の寄託運用を行っております。取引条件につきましても、一般的に金融機関と行われている取引条件を基準とし、取締役会で定めた社内規程に則り、親会社から独立して当該取引の実施の可否を決定していることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 北京市	62,700 千米ドル	100%	モール事業
AEON MALL (CAMBODIA) CO.,LTD.	カンボジア王国 プノンペン都	512,925 千米ドル	100%	
SUZHOU MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 江蘇省	162,000 千米ドル	100%	
PT. AEON MALL INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	9,649,428 百万ルピア	93.8%	
AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 広東省	390,000 千円	100%	
PT. AMSL INDONESIA	インドネシア共和国 バンテン州	60,000 千米ドル	66.9%	
WUHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 湖北省	203,000 千米ドル	100%	
AEON MALL LONG BIEN CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	200,000 千米ドル	90.0%	
AEON MALL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	729,302 千米ドル	100%	
HANGZHOU YUZHANG LIANGZHU MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 浙江省	133,000 千米ドル	100%	
PT. AMSL DELTA MAS	インドネシア共和国 西ジャワ州	64,730 千米ドル	66.9%	
AEON MALL (CHINA) CO.,LTD.	中華人民共和国 天津市	515,421 千米ドル	100%	
AEON MALL DIANYA (TIANJIN) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 天津市	322,000 千円	100%	
YANTAI MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 山東省	164,000 千米ドル	100%	
CHANGSHA MALL COMMERCIAL DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 湖南省	137,000 千米ドル	100%	
HANGZHOU HANGDONG MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 浙江省	152,000 千米ドル	100%	
CHANGSHA MALL XIANGJIANG NEW AREA COMMERCIAL DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 湖南省	110,330 千米ドル	100%	
KUNSHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 江蘇省	32,400 千米ドル	100%	
株式会社OPA	千葉県 千葉市	10 百万円	100%	都市型 ショッピング センター事業

(注) 「AEON MALL HIMAL COMPANY LIMITED」は2024年5月30日付で「AEON MALL LONG BIEN CO.,LTD.」に社名変更しております。

(4) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、イオン株式会社を親会社とする当社および連結子会社60社（株式会社OPA、他国内6社、AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、他中国41社、カンボジア3社、ベトナム2社、インドネシア3社、シンガポール1社、ミャンマー2社）、持分法適用会社1社で構成され、当社はモール事業を行っています。連結子会社のうち、株式会社OPA他2社は都市型ショッピングセンター事業、57社はモール事業等を行っています。

当社は、イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業として、一般テナントのほか、GMS事業を営むイオンリテール株式会社およびイオングループ各社に対して当社モールの店舗を賃貸しています。

社会変化による影響が当社事業にとってすべてリスクになるのではなく、それぞれの地域に焦点を合わせて考えれば、多くの機会も発掘できると考えています。全国一律で事業を捉えるのではなく、地域ごとに抱えている顕在化した課題や、今後発生する潜在的な課題を想定し、その課題への対応をビジネスに変えられるように取り組んでいきます。

イオンモールの重要課題（マテリアリティ）

マテリアリティに掲げた10項目の重要課題に対し、2050年にありたい社会の姿として掲げたKGI（最終目標）に合わせて、2030年までに達成すべき具体的なアクションKPI（中間目標）を設定しました。全社で課題を共有し一体となって解決に取り組むことで、社会的・経済的な価値を創出するとともに持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

※1 非化石証書等利用を含む	※6 テナント区画で展開された市役所や郵便局等の公共施設、各種行政相談窓口、選挙投票所など
※2 サーマルリサイクルを除く	
※3 ABINC認証など	※7 (例) 包括連携協定、グリーンギョウシャに関する協定など
※4 2024年度よりお客さまの快適性に関する定量評価を開始	※8 多文化共生・子育て支援・高齢者支援・貧困支援・障がい者支援・理解浸透・その他地域課題に関するイベント実施など
※5 株式会社OPAなどの関連会社を含む拠点	

– 54 –

（脱炭素社会の実現）

「イオン脱炭素ビジョン」に基づく脱炭素への取り組みとして、2040年までに国内での当社事業から排出するCO₂等を総量でゼロにすることをめざします。

太陽光発電設備およびEV充電器の設置等の省エネルギー活動を継続的に推進してきましたが、今後はこれらの削減策に加え、各地域での再生可能エネルギー（以下、再エネという。）直接契約の推進等により、2025年度までに国内約160モールで使用する電力を再エネに転換することを目標としています。その上で、現在各地域での再エネ直接契約による実質CO₂フリー電力調達から、順次地産地消の再エネ（PPA^(注)手法含む）へ切り替え、2040年度には当社直営モールにおいて100%地産地消の再エネでの運営へ引き上げていきます。

脱炭素社会の実現に向けては、海外を含めて取り組みを推進し、全ての事業活動で排出するCO₂等を総量でゼロにすることをめざし、取り組みを加速いたします。

(注)「Power Purchase Agreement（電力販売契約モデル）」の略称で、PPA事業者が電力需要家の敷地や屋根等を借り太陽光発電システムを設置し、発電した電力を需要家に販売する事業モデル。

当社ウェブサイト「イオンモールのサステナビリティ」についてもご参照ください。

<https://www.aeonmall.com/sustainability/>

（サーキュラーモールの実現）

廃棄物や資源の問題に対しては、サーキュラーエコノミー^(注)の考え方をモールの運営に取り入れています。資源循環を行える仕組みを構築することで、廃棄物を「削減する」という考えから「ゼロにする」という前提で、地域における循環型経済圏の構築に取り組んでいきます。循環型社会の実現に向けては、お客さま、地域社会、パートナー企業さま等のステークホルダーとともに、脱プラスチック、食品リサイクル、衣料品回収等の取り組みを通じて、「サーキュラーモール」の実現をめざしています。

(注)従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等をめざすもの。

（生物多様性の保全）

事業活動全体における生態系への影響を把握し、お客さまや行政、NGOなどステークホルダーの皆さまと連携しながら、その影響の低減と保全活動を積極的に推進します。また、イオン ふるさとの森づくりに加えて、資源循環の取り組みやグリーン購入の促進を通じて生物多様性の保全を行い、自然資源の持続可能性と事業の成長の両立をめざします。

自社事業が自然へ及ぼす影響を分析し、自然に関するリスクと機会に対応するため、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TNFD」という。）^(注1)フォーラムに参画し、TNFDの提言するLEAPアプローチ^(注2)を用いて分析を行いました。また、TNFDに沿った情報開示にむけて、2023年9月に公表されたTNFD最終提言に則り、分析結果と自社の取り組みを整理しています。

(注) 1. 企業が事業を通じて自然に及ぼす影響、リスク、機会、生物多様性への配慮を可視化し、自社の報告書やWebサイトで開示するための枠組み。

2. TNFDにより開発された、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチ。

(人的資本経営)

当社がめざす「真の統合型E S G経営」の実現に向け、持続的成長を可能にする最も重要な資源は「人的資本」です。人材の成長が、当社の企業価値を持続的に高めることにつながると認識し、経営戦略と連動した人的資本経営で、人材戦略を推進していきます。



(ダイバーシティ経営の推進)

人権を尊重し、性別や国籍に関わりなく、一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮できるダイバーシティ経営の推進に取り組み、更なる多様性の確保をめざします。

女性活躍を支援する取り組みを行っており、事業所内保育園「イオンゆめみらい保育園」の整備、男性従業員の育休取得率4年連続100%の達成、また女性の上位職へのチャレンジ意欲を醸成する研修等の教育機会を増やしています。このような取り組みにより、女性活躍の推進に積極的に取り組む企業として「プラチナえるぼし」に認定されました。また、「ジェンダー平等・LGBTQ+フレンドリー会社へ」を目標に、同性パートナー婚について家族としての福利厚生制度を適用、ジェンダー平等に関する理解促進の研修を行う等、人権や個性を尊重し、誰もが働きやすい職場づくりを行っています。

◆ダイバーシティ推進におけるKPI（単体ベース）

項目	KPI	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
女性管理職比率	30.0%	19.4%	20.4%	22.6%	23.7%
男性育児休業取得率	100%	100%	100%	100%	100%
有給休暇取得率	60%	55%	60%	55%	52%
有給休暇取得日数	－	11日	11日	10日	9日
障がいをもつ従業員の割合	2.70%	2.17%	2.20%	2.31%	2.54%
新卒採用人数（男性／女性）	－	65人（30/35）	74人（37/37）	84人（39/45）	98人（52/46）
離職率（自己都合）	－	3.9%	4.1%	4.2%	4.2%

（健康経営の推進）

従業員のWell-beingが企業活動のベースであり、従業員が健康であることにより、地域のお客さまに健康と心の豊かさをもたらすサービスを提供できるとの考えのもと、健康経営を推進しています。健康経営優良法人認定制度において、2025年3月には「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に6年連続で認定されました。



（人材育成）

人材・組織ビジョンをもとに、「相手よし、地域よし、未来よし」の視点で、様々なパートナーと共感し、その想いをつなぐ地域共創に取り組む人材育成をめざしています。

「教育は最大の福祉」の考えのもと、一人ひとりが持てる能力を最大限発揮できるよう能力開発の機会を提供しています。例えば、教育研修では、新入社員研修をはじめとする年次別や階層別研修以外にも、希望するポジションへの配属をめざして学ぶ公募型の研修を重視しています。自分のキャリアを自律的に捉え、自己のありたい姿を実現するために、成長に向かってチャレンジする風土の醸成に取り組んでいます。

当社の成長戦略を牽引する海外事業においては、今後、多くの人材が必要と考えています。「グローバル人材コース」や「海外トレーニング制度」などの育成プログラム、各ユニットから海外への異動を含め、計画的な人材育成を行っています。グローバルな視点の啓発やスキル・語学の習得など、一貫した育成コースを設定し、グローバル人材の育成と適切な配置を図っています。

（責任あるビジネスの推進）

イオンの基本理念および人権基本方針に基づき、人権を尊重し、性別や国籍等に関わりなく企業の発展に参画できる組織、またすべての従業員の能力が最大限に発揮できる職場の実現をめざしています。人権リスクへの対応は、人材育成や従業員の能力発揮のための重要な基盤ととらえ、取り組みを推進しています。

人権についてはサステナビリティの重要課題として「人権の尊重」を位置付けており、代表取締役社長が最高位の責任をもって活動を推進しています。推進体制としては経営会議の下部機構として代表取締役社長を委員長とし、社内取締役をメンバーとするESG推進委員会を2カ月に1回開催し、人権にかかわる重要な方針や施策、取り組み目標などについて審議し、迅速に課題対応・解決にあたることのできる体制を構築しています。ESG推進委員会・分科会における審議は、取締役会に報告されます。またリスクについてはリスク管理委員会が、代表取締役社長へリスク管理に関する報告、方針の提案を行い、リスクの対応主管部門が当該リスクの対策を講じています。

イオン人権基本方針では人権デュー・ディリジェンスの実施を明記しており、イオンの指針にしたがって当社でも2020年から取り組みを開始しました。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」においても示されている通り、人権保障の担い手としての役割を担うべく、当社でも持続可能なバリューチェーンを構築するための取り組みを継続していきます。

(6) 企業集団の主要な営業所等 (2025年2月28日現在)

① 主要な事業所

当社本社：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

事業及び事業部名	モール及び店舗数	管理・運営業務 受託商業施設数
モール事業		
国内事業		
東北・北海道事業部	9	6
北関東・甲信越事業部	7	3
首都圏事業部	11	5
東関東事業部	7	6
東海事業部	5	7
愛知事業部	9	5
京滋・北陸事業部	8	4
東近畿事業部	10	4
西近畿事業部	3	6
中四国事業部	9	5
九州・沖縄事業部	12	0
アウトレット事業部	3	0
海外事業		
中国	24	0
アセアン	15	1
小計	132	52
都市型ショッピングセンター事業	20	0
合計	152	52

(注) 1. 東北・北海道事業部の㈱日和田ショッピングモール「ショッピングモール フェスタ」は、2023年8月末をもって一旦閉店し、2027年春に「イオンモール郡山」として新設予定です。上記一覧には含まれておりません。
2. 2024年3月22日に「イオンモールデルタマス（インドネシア）」がオープンしております。
3. 2024年6月1日に「イオンモール杭州錢塘（中国）」がオープンしております。
4. 2024年9月12日に「イオンモール長沙星沙（中国）」がオープンしております。
5. 2024年9月21日に「イオンモールフエ（ベトナム）」がオープンしております。
6. 「カテプリ新さっぽろ（東北・北海道事業部）」は2024年6月末をもって当社による運営を終了しました。上記一覧には含まれておりません。
7. 「仙台フォーラス（都市型ショッピングセンター事業）」は、建物・設備の劣化調査を行うため、2024年3月1日より一旦休業をしています。上記一覧には含まれております。
8. 「聖蹟桜ヶ丘オーパ（都市型ショッピングセンター事業）」は2025年8月末に当社による運営を終了します。上記一覧には含まれております。
9. 「心斎橋オーパ（都市型ショッピングセンター事業）」は、2026年1月12日をもって営業を終了します。上記一覧には含まれております。

② 主要な子会社の事業所

主要な子会社の事業所につきましては、「（3）重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載の通りです。

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数		前連結会計年度末	
日本	2,150	(1,711)名	2,111	(1,653)名
中国	888	(-) 名	909	(-) 名
ベトナム	461	(-) 名	431	(-) 名
カンボジア	180	(-) 名	192	(-) 名
インドネシア	218	(-) 名	208	(-) 名
その他 (海外)	3	(-) 名	3	(-) 名
合計	3,900	(1,711)名	3,854	(1,653)名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への社外出向者を除き、グループ外から当社グループへの受入外向者を含む。）であり、臨時雇用者【嘱託社員・コミュニティ社員数は期末人員、フレックス社員（パートタイマー）数は年間の平均人員（ただし、1日勤務時間8時間換算による）】は（ ）外数で記載しております。

② 当社の状況（単体）

	従業員数		前事業年度末比		平均年齢	平均勤続年数
男性	1,180	(185)名	2名増	(13名増)	44才2ヶ月	9年4ヶ月
女性	743	(1,404)名	52名増	(49名増)	38才11ヶ月	8年3ヶ月
合計	1,923	(1,589)名	54名増	(62名増)	41才11ヶ月	9年0ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者【嘱託社員・コミュニティ社員数は期末人員、フレックス社員（パートタイマー）数は年間の平均人員（ただし、1日勤務時間8時間換算による）】は（ ）外数で記載しております。
2. 出向社員の平均勤続年数は、出向日を起算日としております。

(8) 主要な借入先 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社日本政策投資銀行	27,096
株式会社みずほ銀行	14,722
株式会社三井住友銀行	8,735
株式会社三菱UFJ銀行	7,000
農林中央金庫	7,000
株式会社広島銀行	7,000
信金中央金庫	6,000
三重県信用農業協同組合連合会	5,500
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社京葉銀行	5,000
株式会社東邦銀行	5,000

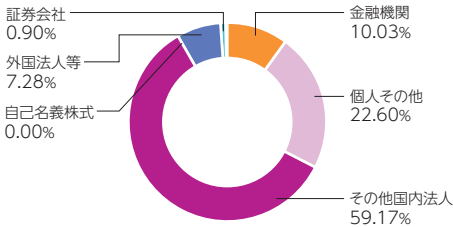
2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 227,571,139株
- (3) 株主数 315,863名
- (4) 大株主（上位12名）

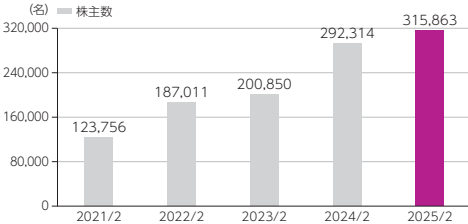
株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
イオン株式会社	132,351	58.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,248	4.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,216	1.41
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	2,117	0.93
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,763	0.77
イオンモール取引先持株会	1,434	0.63
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,384	0.60
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1,201	0.52
日本証券金融株式会社	1,105	0.48
株式会社みずほ銀行	1,100	0.48
農林中央金庫	1,100	0.48
三井住友信託銀行株式会社	1,100	0.48

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(4,896株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有者別株式保有状況



株主数の推移



3. 新株予約権等の状況

①事業年度末日における当社役員（社外役員を除く）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2025年2月28日現在)

名称（発行日）	行使期間	保有者	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第16回新株予約権 (2023年5月10日)	2023年6月10日～ 2038年6月9日	取締役	11個	1,100株	1名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2024年5月10日)	2024年6月10日～ 2039年6月9日	取締役	21個	2,100株	3名	1株当たり 1,499円	1株当たり 1円

- (注) 1. 新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとします。
2. 新株予約権は、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとします。
3. その他の条件については、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、株式報酬型ストックオプション規則、新株予約権割当契約及び新株予約権割当契約に関する細則に定めるところによります。
4. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

②事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第17回新株予約権 (2024年5月10日)	2024年6月10日～ 2039年6月9日	48個	4,800株	12名	1株当たり 1,499円	1株当たり 1円

(注)新株予約権の行使の条件は、前記①と同様です。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大野 恵司	
専務取締役（管理担当）	藤木 光広	
常務取締役（経理担当）	速水 英樹	
取締役相談役	岡田 元也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 イオンリテール株式会社取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社クロスリのアオキホールディングス社外取締役
取締役（開発担当）	南 慎一郎	
取締役（海外事業担当）	磯部 大将	
取締役（CX創造担当）	坪谷 雅之	
取締役	腰塚 國博	東急建設株式会社社外取締役 株式会社ウィルグループ社外取締役 株式会社エフ・シー・シー社外取締役 MIC株式会社社外取締役
取締役	榎本 知佐	パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 学校法人明治大学理事、広報戦略本部長 日本郵便株式会社社外取締役
取締役	黒崎 裕伸	
取締役	大和田順子	株式会社東京一番フーズ顧問 株式会社日立製作所人事領域プロフェッショナル契約 大東建託株式会社社外取締役 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役
取締役	滝 順子	滝公認会計士事務所代表 日本化学産業株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	青山 和弘	
監査役	鳥居 江美	のぞみ総合法律事務所パートナー
監査役	田邊るみ子	田邊公認会計士事務所所長 テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社T S Iホールディングス社外監査役
監査役	西松 正人	イオン株式会社顧問 イオン北海道株式会社監査役 株式会社フジ監査役

- (注) 1. 取締役の腰塚國博、榎本知佐、黒崎裕伸、大和田順子及び滝順子の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役の青山和弘、鳥居江美及び田邊るみ子の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の滝順子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の鳥居江美氏は、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と専門知識を有するものであります。
5. 監査役の田邊るみ子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役の腰塚國博、榎本知佐、黒崎裕伸、大和田順子及び滝順子の各氏、監査役の鳥居江美及び田邊るみ子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所へ届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

<役員等賠償責任保険契約の概要>

①被保険者の対象範囲

当社の取締役及び監査役等

②被保険者の実質的な保険料負担割合

会社が全保険料を負担しており被保険者の負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額等の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

(3) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
岩村 康次	2024年5月23日	任期満了	代表取締役社長	
岡本 正彦	2024年5月23日	任期満了	常務取締役 特命担当	
横山 宏	2024年5月23日	任期満了	取締役（非常勤）	

(4) 責任限定契約の概要

当社は、独立役員として届け出をしております腰塚國博、榎本知佐、黒崎裕伸、大和田順子、滝順子、鳥居江美及び田邊のみ子の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針ならびに当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は2024年7月11日開催の取締役会において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の決定方法及び決定された内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役5名（2025年2月28日現在）を中心としたメンバーで構成された指名・報酬諮問委員会での審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容の概要は以下の通りとなります。

a 取締役の報酬は、取締役の果たすべき役割と経営目標の達成度合い、中期的な企業価値向上の取り組みに応じて、公平感のある基準に基づき成果を処遇に反映したものであります。

b 取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

i 「基本報酬」

役位別に設定した基準金額内で、個人業績評価に基づき決定し、月額払いで支給しております。

ii 「業績報酬」

総現金報酬（基本報酬+業績報酬）に占める業績報酬のウエイトは30%前後とし、責任に応じてそのウエイトを高めております。

各取締役（個人別）の業績報酬支給額は「会社業績報酬」および「個人別業績」で計算され、「会社業績報酬」は会社業績予算達成率に基づく係数により算出し、「個人別業績評価」は中期経営計画に対する個人別目標達成度の各々の評価をもとに支給率を決定しております。

なお「個人業績評価」は、各取締役の業務報告書に基づき社長が評価し、指名・報酬諮問委員会からの答申を経て、取締役会にて決定しております。

iii 「株式報酬型ストックオプション」

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。報酬総額に占める割合は10%前後とし、責任に応じたそのウェイトを高めて設定しております。割り当て数については、役位別基準数に会社業績予算達成率および中期経営計画に対する個人別目標達成度の各々の評価をもとに個数を決定しております。

- c 社外取締役は、固定報酬のみの支給となり、全社業績・個人業績評価ともに適用対象外となっております。
- d 監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監督する立場であることから、固定報酬のみの支給としております。報酬の水準は、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としております。
- なお、監査役の各報酬に関する方針は以下のとおりです。
- i 「基本報酬」
各監査役の経験・見識や役職等に応じた固定金額を支給しております。
- ii 「業績報酬」
監査役に対して業績報酬は支給しません。
- iii 「株式報酬型ストックオプション」
監査役に対して株式関連報酬は支給しません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬（千円）	業績報酬（千円）	ストックオプション（千円）	
取締役 （うち社外取締役）	146,124 (36,630)	97,980 (36,630)	39,600 (－)	8,544 (－)	14 (5)
監査役 （うち社外監査役）	24,000 (24,000)	24,000 (24,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	170,124 (60,630)	121,980 (60,630)	39,600 (－)	8,544 (－)	17 (8)

(注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名及び監査役1名は含まれておりません。

2. 取締役基本報酬の対象は、2025年2月28日現在在籍且つ2024年5月23日第113期定時株主総会で退任した取締役を含む14名であります。

3. 監査役基本報酬の対象は、2025年2月28日現在在籍の3名であります。

4. 業績報酬額は2025年2月28日現在在籍の取締役6名に対する支給予定額であります。

5. スtockオプションは2024年2月29日在籍の取締役5名に当事業年度中に付与した額であります。

6. 取締役の報酬等の額は、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会において年額600,000千円以内と決議しております。
また、同株主総会において金銭報酬とは別枠で、ストックオプション報酬限度額年額100,000千円以内と決議しております。
当該決議時の取締役の員数は、20名であります。

7. 監査役の報酬等の額は、2002年5月8日開催の第91期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しており、その範囲内において、監査役の協議を経て決定しております。当該決議時の監査役の員数は4名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職先の役職	当社との関係
社外取締役	腰塚 國博	東急建設株式会社	社外取締役	取引関係なし
		株式会社ウィルグループ	社外取締役	
		株式会社エフ・シー・シー	社外取締役	
		MIC株式会社	社外取締役	
	榎本 知佐	パーソルホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）	取引関係なし
		学校法人明治大学	理事、広報戦略本部員	取引関係なし
		日本郵便株式会社	社外取締役	取引関係あり
	大和田順子	株式会社東京一番フーズ	顧問	取引関係なし
		株式会社日立製作所	人事領域プロフェッショナル契約	取引関係なし
		大東建託株式会社	社外取締役	取引関係あり
		株式会社エイチ・アイ・エス	社外取締役	取引関係あり
	滝 順子	滝公認会計士事務所	代表	取引関係なし
		日本化学産業株式会社	社外取締役	
		小田急電鉄株式会社	社外取締役（監査等委員）	
社外監査役	鳥居 江美	のぞみ総合法律事務所	パートナー	取引関係なし
		田邊公認会計士事務所	所長	
	田邊のみ子	テクノプロ・ホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）	取引関係なし
		株式会社T S Iホールディングス	社外監査役	

- (注) 1. 取締役黒崎裕伸氏及び監査役青山和弘氏は重要な兼職はございません。
2. 榎本知佐氏の兼職先である日本郵便(株)との取引における当社の収益額は連結営業収益の0.058%相当です。
3. 大和田順子氏の兼職先である大東建託(株)との取引における当社の収益額は連結営業収益の0.014%相当です。
4. 大和田順子氏の兼職先である(株)エイチ・アイ・エスとの取引における当社の収益額は連結営業収益の0.018%相当です。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数（回）	出席率（％）	出席回数／開催回数（回）	出席率（％）
社外取締役	腰塚 國博	18／18	100	－	－
	榎本 知佐	17／18	94	－	－
	黒崎 裕伸	18／18	100	－	－
	大和田順子	18／18	100	－	－
	滝 順子	17／18	94	－	－
社外監査役	青山 和弘	17／18	94	15／15	100
	鳥居 江美	18／18	100	15／15	100
	田邊のみ子	18／18	100	14／15	93

④ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	腰塚 國博	技術者として培われたデジタル・科学技術における高い知見、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向けた新たな価値創造（ビジネスモデル）についての提言など、適宜発言を行っております。また、筆頭独立社外取締役として社外取締役のまとめ役を担い、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役の選任・評価に加え、次期取締役候補となる人材に関して「後継者等取締役候補の育成方針・計画」を議論し、将来の経営者として活躍できるよう監督・助言を行っております。
	榎本 知佐	外資系を含む複数の企業で広報責任者として培われた広報戦略の豊富な知識や経験に基づく総合的な見地から、当社のブランド価値とレピュテーション向上を中心に、適宜発言を行っております。またガバナンス委員会の委員長として、取締役会付議事項における親会社及びグループ会社等との取引や委員会として必要と判断した事項に対し、取引の合理性・相当性について議論し、少数株主の視点を持ち経営を監督するとともに、ブランド価値を最大限に活用できるよう助言を行っております。
	黒崎 裕伸	海外現地法人責任者として培われた経営経験を活かし、海外事業における中期経営計画の策定、新規出店計画の推進、増床時のリスク管理や投資採算計画の妥当性など、成長マーケットの獲得及び高い利益成長実現のために適切な監督・助言を行っております。
	大和田順子	人事領域やITの課題解決に関する経験や実績を活かし、審議内容に対し検証すべきポイントの深掘りや重要課題である人的資本戦略、ダイバーシティ、評価制度における具体的なKPIやプロセスに関する提言など、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な監督・助言を行っております。
	滝 順子	複数の企業での経営に近い執行職としての経験と、会計・企業ガバナンスの専門家として培われた高い知見を活かし、透明性・公正性の視点をもって中長期における国内・海外の成長戦略や経営課題・新リース会計基準への対応に関して発言を行い、取締役会の実効性が向上するよう適切な監督・助言を行っております。
社外監査役	青山 和弘	イオングループで培った豊富な経営・営業戦略の知見、取締役としての経験を活かし、事業戦略に沿った計画の適正性、内部統制のあり方に関する指摘、重要会議での業務執行状況の監督など、実効性の高い監査を行い、経営の監督を行っております。
	鳥居 江美	企業法務・コンプライアンス等に関する弁護士としての専門性や経験を活かし、会社法及び少数株主の利益保護の観点から、取引内容の妥当性や内部統制システムの改善など、適宜必要な指摘を行い、経営の監督を行っております。
	田邊のみ子	公認会計士として専門知識を有し、監査法人での監査業務をはじめ財務・会計の専門家としての高い知見や豊富な経験を活かし、財務に関する提言はもちろん、取締役等との面談を通し、取締役の業務執行監督を行うなど、実効性の高い監査を行い、経営の監督を行っております。

⑤ 親会社等又は当該親会社等の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等（当社を除く）からの役員報酬等の総額

	支給人員	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	1名	2,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|--------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額 | 141百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 144百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、経理ユニット等の社内関係部署からの報告や資料、また会計監査人より説明を受けた監査計画の内容、及び前年度の職務執行状況に基づき、監査時間、報酬単価等の報酬見積の算出根拠や算定内容について検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成に関する業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に著しい支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	159,386
現金及び預金	61,699
営業未収入金	14,119
前払費用	4,738
関係会社預け金	29,000
その他	50,338
貸倒引当金	△509
固定資産	1,503,890
(有形固定資産)	(1,370,241)
建物及び構築物	726,157
機械装置及び運搬具	3,000
工具、器具及び備品	13,197
土地	381,736
使用権資産	207,906
建設仮勘定	38,238
その他	4
(無形固定資産)	(3,586)
(投資その他の資産)	(130,061)
投資有価証券	9,123
長期貸付金	0
長期前払費用	50,028
繰延税金資産	15,243
差入保証金	53,280
退職給付に係る資産	1,367
その他	1,070
貸倒引当金	△51
資産合計	1,663,276

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	274,173
営業未払金	14,278
1年内償還予定の社債	63,000
1年内返済予定の長期借入金	31,495
リース債務	29,105
未払法人税等	6,649
専門店預り金	51,315
預り金	6,841
賞与引当金	2,029
役員業績報酬引当金	74
店舗閉鎖損失引当金	2,977
設備関係支払手形	846
設備関係電子記録債務	10,096
設備関係未払金	29,069
その他	26,392
固定負債	878,009
社債	392,000
長期借入金	183,409
リース債務	117,066
繰延税金負債	631
退職給付に係る負債	99
資産除去債務	19,127
長期預り保証金	156,455
店舗閉鎖損失引当金	3,041
その他	6,178
負債合計	1,152,182
純資産の部	
株主資本	412,274
資本金	42,389
資本剰余金	40,708
利益剰余金	329,184
自己株式	△8
その他の包括利益累計額	86,671
その他有価証券評価差額金	784
為替換算調整勘定	85,326
退職給付に係る調整累計額	560
新株予約権	38
非支配株主持分	12,110
純資産合計	511,094
負債純資産合計	1,663,276

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		449,753
営業原価		360,075
営業総利益		89,678
販売費及び一般管理費		37,531
営業利益		52,146
営業外収益		
受取利息	2,513	
受取配当金	24	
持分法による投資利益	846	
受取退店違約金	1,345	
為替差益	1,578	
補助金収入	363	
受取保険金	226	
その他	423	7,321
営業外費用		
支払利息	14,459	
デリバティブ評価損	1,178	
その他	1,234	16,872
経常利益		42,595
特別利益		
固定資産売却益	0	
リース契約変更益	726	726
特別損失		
固定資産売却損	61	
固定資産除却損	1,403	
減損損失	7,179	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	5,148	
その他	417	14,210
税金等調整前当期純利益		29,111
法人税、住民税及び事業税	15,669	
法人税等調整額	△561	15,108
当期純利益		14,002
非支配株主に帰属する当期純損失		258
親会社株主に帰属する当期純利益		14,260

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年3月1日期首残高	42,383	40,701	326,301	△8	409,377
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	6	6			13
剰余金の配当			△11,377		△11,377
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,260		14,260
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	6	6	2,883	△0	2,896
2025年2月28日期末残高	42,389	40,708	329,184	△8	412,274

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年3月1日期首残高	763	54,193	△42	54,914	35	11,898	476,226
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							13
剰余金の配当							△11,377
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,260
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	20	31,133	603	31,757	2	211	31,971
連結会計年度中の変動額合計	20	31,133	603	31,757	2	211	34,867
2025年2月28日期末残高	784	85,326	560	86,671	38	12,110	511,094

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	79,046
現金及び預金	5,224
営業未収入金	8,893
前払費用	3,359
関係会社短期貸付金	8,100
関係会社預け金	29,000
未収入金	23,831
1年内回収予定の差入保証金	26
その他	684
貸倒引当金	△73
固定資産	1,350,494
(有形固定資産)	(802,055)
建物	429,879
構築物	26,503
機械及び装置	2,508
車両及び運搬具	1
工具、器具及び備品	9,292
土地	314,356
建設仮勘定	19,506
その他	4
(無形固定資産)	(2,830)
ソフトウェア	2,368
施設利用権	444
その他	17
(投資その他の資産)	(545,608)
投資有価証券	1,532
関係会社株式	285,902
関係会社出資金	142,940
長期貸付金	0
関係会社長期貸付金	34,492
長期前払費用	16,547
繰延税金資産	18,630
差入保証金	44,745
前払年金費用	540
その他	275
貸倒引当金	△1
資産合計	1,429,540

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	226,909
営業未払金	10,795
関係会社短期借入金	17,705
1年内償還予定の社債	63,000
1年内返済予定の長期借入金	31,495
未払金	4,508
未払費用	3,133
未払法人税等	5,044
前受金	6,370
専門店預り金	44,378
預り金	7,635
賞与引当金	1,947
役員業績報酬引当金	63
店舗閉鎖損失引当金	833
設備関係支払手形	456
設備関係電子記録債務	10,096
設備関係未払金	18,063
その他	1,381
固定負債	725,389
社債	392,000
長期借入金	183,409
店舗閉鎖損失引当金	3,041
資産除去債務	17,761
長期預り保証金	129,161
その他	15
負債合計	952,299
純資産の部	
株主資本	476,365
資本金	42,389
資本剰余金	42,698
資本準備金	42,698
利益剰余金	391,285
利益準備金	1,371
その他利益剰余金	389,914
固定資産圧縮積立金	383
オープンイノベーション促進税制積立金	116
別途積立金	28,770
繰越利益剰余金	360,644
自己株式	△8
評価・換算差額等	838
その他有価証券評価差額金	838
新株予約権	38
純資産合計	477,241
負債純資産合計	1,429,540

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		330,298
営業原価		259,446
営業総利益		70,851
販売費及び一般管理費		28,916
営業利益		41,934
営業外収益		
受取利息	1,887	
受取配当金	377	
受取退店違約金	817	
為替差益	194	
補助金収入	211	
受取保険金	161	
その他	207	3,857
営業外費用		
支払利息	6,299	
その他	1,209	7,508
経常利益		38,284
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	59	
固定資産除却損	921	
減損損失	531	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	3,327	
その他	84	4,924
税引前当期純利益		33,359
法人税、住民税及び事業税	11,042	
法人税等調整額	△606	10,436
当期純利益		22,923

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
2024年3月1日期首残高	42,383	42,691	42,691	1,371	378,369	379,740	△8	464,806
当事業年度中の変動額								
新株の発行	6	6	6					13
剰余金の配当					△11,377	△11,377		△11,377
当期純利益					22,923	22,923		22,923
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	6	6	6	－	11,545	11,545	△0	11,558
2025年2月28日期末残高	42,389	42,698	42,698	1,371	389,914	391,285	△8	476,365

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年3月1日期首残高	763	763	35	465,606
当事業年度中の変動額				
新株の発行				13
剰余金の配当				△11,377
当期純利益				22,923
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	74	74	2	76
当事業年度中の変動額合計	74	74	2	11,635
2025年2月28日期末残高	838	838	38	477,241

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月8日

イオンモール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 政之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンモール株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンモール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年4月8日

イオンモール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉本 健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンモール株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬はより発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、経営監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月8日

イオンモール株式会社 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 青 山 和 弘 ㊞
社外監査役 阿部(鳥居)江美 ㊞
社外監査役 田 邊 る み 子 ㊞
監査役 西 松 正 人 ㊞

以 上

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 60社

主要な連結子会社の名称

AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、AEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD.、PT. AEON MALL INDONESIA、AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、PT. AMSL INDONESIA、AEON MALL LONG BIEN CO., LTD.、AEON MALL VIETNAM CO., LTD.、PT. AMSL DELTA MAS、AEON MALL (CHINA) CO., LTD.、AEON MALL DIANYA (TIANJIN) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、株式会社OPA

なお、AEON MALL HIMLAM Company LIMITEDは2024年5月30日付でAEON MALL LONG BIEN CO., LTD. に社名変更しております。

当連結会計年度においてAEON MALL (HUNAN) XIANGJIANG NEW AREA BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD.、Kunshan Mall Investment Limited、KUNSHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用会社の名称 株式会社マリモ

持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と異なりますが、当該会社の財務諸表を基礎として持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO., LTD. 他51社の決算日は、12月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。また、AEON MALL MYANMAR CO., LTD. 他1社の決算日は、3月31日です。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日までに発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数は以下の年数を採用しております。

建物及び構築物 2年～39年

機械装置及び運搬具 3年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 使用権資産

定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間等による均等償却（償却年数2年～50年）

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費については支出時に費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等の債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及びフレックス社員（パートタイマー）に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員業績報酬引当金

役員に支給する業績報酬に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、当社グループの主要な取引である顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

出店契約に基づく共益費収入等

当社グループは、テナントとの出店契約に基づき、当社グループが運営する商業施設の管理者として、保安警備、清掃業務、植栽管理等の施設管理業務、電気水道等の設備に関する維持管理業務、またテナントの便益となる効果的な販売促進活動等を実施する義務を負っております。当該サービスは、これらの履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、電気水道等の設備に関する維持管理義務等については、従量制による変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、テナントによる電気水道等の使用実績等に関連しており、契約における履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、テナントからの対価は、通常、履行義務の充足前にテナントから収受し又は履行義務の充足時点から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

PM運営受託手数料

当社グループは、顧客との運営受託契約に基づき、商業施設における運営方針の立案、警備・清掃等の施設管理業務、テナントリーシング業務等の運営に係る業務全般を実施する義務を負っております。当該サービスは、履行義務の充足につれて顧客へサービスが提供されるため、顧客との契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、運営受託契約には、インセンティブ手数料として商業施設の経営実績に基づく変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、商業施設の経営実績に関連しており、契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、顧客からの対価は、通常、履行義務の充足から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。在外子会社の換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

当社グループ規定に基づき金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取り扱い」（実務報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・特例処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ヘッジ取引の種類・・・金利変動リスクを回避するもの

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によって金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1, 370, 241百万円
無形固定資産	3, 586百万円
長期前払費用	50, 028百万円
減損損失	7, 179百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として、モール事業における店舗を最小単位としてグルーピングをしたうえで、国内の固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

海外子会社の固定資産については、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、国際財務報告基準に準拠しているため、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

固定資産の減損損失の認識と測定における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、経営者が承認した事業計画に基づき、事業計画を超える期間については一定の成長率等をもとに算出した予測値を利用しております。事業計画の主要な構成要素である営業収益は、主にテナントからの固定賃料、歩合賃料及びその他の収入から構成され、将来の変動可能性を考慮し、事業計画に反映させております。

また使用価値の見積りに用いる割引率については、入手可能な外部データに基づき算定しており、必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。各セグメントで使用した割引率の値については、「(連結損益計算書に関する注記) 2. 減損損失」をご参照ください。正味売却価額（国内の場合）及び処分コスト控除後の公正価値（海外子会社の場合）については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産又は資産グループ毎の将来キャッシュ・フローを見積もるにあたっての主要な仮定は、市場成長率の予測、店舗周辺地域の開発状況等の変化、店舗のリニューアル及びテナント誘致並びに販促活動等の施策の効果、専門店売上や賃料の変化、賃金水準等の予測などであります。市場成長率、店舗周辺地域の開発状況

等の変化については、入手可能な外部データや公表情報をもとに見積もっております。店舗のリニューアル及びテナント誘致並びに販促活動等の施策の効果については、当社の意思決定やテナント等との契約締結をもとに見積もっております。専門店売上や賃料の変化については、類似の他店舗における過去実績などをもとに見積もっております。賃金水準等については、労使交渉の状況等を加味して見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識及び測定は、上記の主要な仮定に基づき見積もられています。したがって、テナントの退店や個人消費の低迷により賃料収入が減少し、または物価変動等により費用が増加することで各店舗の損益が悪化した場合や金利変動等により割引率が上昇した場合には、翌連結会計年度において減損損失が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 営業未収入金のうち顧客との契約から生じた債権の金額、及びその他（流動負債）のうち契約負債の金額は、「（収益認識に関する注記） 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

2. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,342百万円
土地	2,331
計	7,674

同上に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	476百万円
長期借入金	2,380
計	2,857

3. 有形固定資産の減価償却累計額 701,892百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	313百万円
工具、器具及び備品	15
解体撤去費用	1,063
その他	10
計	1,403

2. 減損損失

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）において、当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
大阪府	店舗	建物等	531
宮城県	店舗	建物等	1,045
海外(中国)	店舗	使用権資産等	3,954
海外(ベトナム)	開発物件	建設仮勘定	1,104
海外(カンボジア)	倉庫	建物等	299
海外(ミャンマー)	開発物件	建設仮勘定	243
合計			7,179

当社グループは、モール事業における店舗を最小単位としてグルーピングを行っております。なお、遊休資産については、各々の資産を単位としてグルーピングをしております。また、共用資産については、共用資産とその共有資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているグループを含むより大きな単位でグルーピングしております。

上記の資産グループについては収益性が著しく低下したこと、または、回収可能価額を著しく低下させる変化があったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額もしくは処分コスト控除後の公正価値により算出しております。一部の店舗の使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。海外（中国）の店舗の使用価値については将来キャッシュ・フローを9.36%で割引いて算出しております。上記の減損損失合計額の内訳は、建物及び構築物1,798百万円、機械装置及び運搬具2百万円、工具、器具及び備品30百万円、使用権資産3,034百万円、建設仮勘定1,347百万円、長期前払費用962百万円、その他3百万円であります。正味売却価額又は処分コスト控除後の公正価値は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

3. 一部の施設についてリース期間の変更によるリース契約変更益を計上しております。

4. 一部の施設について、管理・運営業務終了を決定したこと等により、減損損失および店舗閉鎖損失引当金繰入額を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)	摘 要
発行済株式	普 通 株 式	227,560,939	10,200	—	227,571,139	(注) 1
自己株式	普 通 株 式	4,796	100	—	4,896	(注) 2

(注) 1. 発行済株式の増加10,200株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り100株による増加分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年4月9日 取 締 役 会	普 通 株 式	5,688	25.00	2024年2月29日	2024年5月7日
2024年10月8日 取 締 役 会	普 通 株 式	5,688	25.00	2024年8月31日	2024年10月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年4月11日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	配 当 の 原 資	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
普 通 株 式	5,689	利 益 剰 余 金	25.00	2025年2月28日	2025年5月2日

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 27,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、イオンのディベロッパー事業の中核として、モール事業を行っており、一般テナントのほかゼネラル・マーチャンダイズ・ストアを営むイオンリテール株式会社及びイオングループの各社に対して当社モールの店舗を賃貸しております。当該事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産やイオン株式会社に対する資金の預託預け入れに限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によっております。デリバティブ取引は、資金調達及び海外連結子会社向けの資金貸付及び借入に係る金利又は為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社預け金は、親会社であるイオン株式会社との金銭消費寄託契約に基づく、同社に対する寄託運用預け金であります。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、リース債務、長期借入金及び社債は、主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、新規の借入につきましては金利スワップを利用してヘッジしております。

長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。

デリバティブ取引は、長期債務に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引、または為替予約を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、営業未収入金等の営業債権について、営業部門及び財務経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券のうち、市場価格のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

デリバティブの利用に当たっては、契約先は、いずれも信用度の高い金融機関としているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び海外連結子会社向け貸付金及び借入金の為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引、または為替予約を利用しております。当該デリバティブ取引については、借入金及び貸付金の実施等に係る社内決裁手続において、個別案件毎に決定されます。取引の実行及び管理は財務経理部門が行っております。

投資有価証券等については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(*1)を参照ください。）。また、「現金及び預金」、「営業未収入金」、「関係会社預け金」、「営業未払金」、「未払法人税等」、「専門店預り金」、「預り金」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」、「設備関係未払金」については、現金であること、または、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券(*1)	1, 526	1, 526	—
(2) 差入保証金（流動資産「その他」 （1年内回収予定の差入保証金）を含む）	53, 306	45, 818	(7, 487)
資産計	54, 833	47, 345	(7, 487)
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	(455, 000)	(437, 061)	17, 938
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借 入金を含む）	(214, 905)	(210, 335)	4, 569
(3) リース債務（流動負債及び固定負債）	(146, 172)	(144, 993)	1, 179
(4) 長期預り保証金（流動負債「その他」 （1年内返還予定の預り保証金）を含む）	(156, 462)	(151, 823)	4, 639
負債計	(972, 540)	(944, 213)	28, 326
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	142	142	—

(*1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
投資有価証券 （投資その他の資産「その他」を含む）	7, 599
合計	7, 599

(*2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。また、デリバティブ取引によって生じたデリバティブ資産及びデリバティブ負債は純額で表示しており、デリバティブ負債については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の回収予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	61,699	—	—	—
営業未収入金	14,119	—	—	—
関係会社預け金	29,000	—	—	—
差入保証金(※)	26	—	—	187

(※) 差入保証金については、回収予定が確定しているもののみ記載しており、回収期日を明確に把握できないものの(53,092百万円)については、回収予定額には含めておりません。

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	63,000	329,500	37,500	25,000
長期借入金	31,495	144,933	38,476	—
リース債務	29,105	74,753	40,955	1,357
長期預り保証金	0	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,526	—	—	1,526
デリバティブ取引 通貨関連	—	142	—	142
資産計	1,526	142	—	1,669

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	45,818	—	45,818
資産計	—	45,818	—	45,818
社債（１年内償還予定の社債を含む）	—	437,061	—	437,061
長期借入金（１年内返済予定の長期 借入金を含む）	—	210,335	—	210,335
リース負債（流動負債及び固定負債）	—	144,993	—	144,993
長期預り保証金 （流動負債「その他」（１年内返還 予定の預り保証金）を含む	—	151,823	—	151,823
負債計	—	944,213	—	944,213

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

合理的に見積もった償還予定時期に基づいて算出した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（流動負債及び固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金（流動負債「その他」（1年内返還予定の預り保証金）を含む）

合理的に見積もった返還予定時期に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

モール用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から39年、割引率は0.0%から2.2%を採用しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	18,910百万円
時の経過による調整額	204
見積りの変更による増減額（△は減少）	12
期末残高（1年内履行予定分を含む）	19,127

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、全国各地域及び海外（中国・アセアン地域）において、不動産賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産（自社保有物件及び海外マスターリース物件をいい、国内マスターリース及びプロパティマネジメント等により運営しているモールを含まない。以下同様）に関する賃貸損益は56,168百万円（主な賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）、固定資産売却損は58百万円（特別損失に計上）、固定資産除却損は751百万円（特別損失に計上）、減損損失は6,787百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸商業施設等	1,301,231	30,815	1,332,046	1,781,427

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（70,538百万円）、為替換算差額(44,010百万円)であり、主な減少額は固定資産除売却（855百万円）、減損損失（6,787百万円）、減価償却費（76,269百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主に鑑定会社より鑑定評価書等を取得し、算出した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	中国	ベトナム	カンボジア	インドネシア	その他 (海外) (注) 1	合計
付帯収入 (注) 2	112,354	24,968	5,016	2,714	4,208	—	149,261
その他収入 (注) 3	8,617	19	357	60	—	—	9,055
顧客との契約から生じる収益	120,971	24,987	5,374	2,774	4,208	—	158,316
その他の収益 (注) 4	224,158	43,153	11,947	6,534	5,643	—	291,436
外部顧客に対する営業収益	345,129	68,141	17,321	9,308	9,852	—	449,753

(注) 1. その他(海外)は、ミャンマー等であります。

2. 付帯収入の主な内訳は、テナントとの出店契約に基づく共益費収入です。

3. その他収入の主な内訳は、PM運営受託手数料です。

4. その他の収益の主な内訳は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)およびIFRS第16号「リース」に準じて計上した、テナントとの出店契約に基づく不動産賃貸収入です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 11,250百万円

連結貸借対照表上「営業未収入金」に計上しております。

契約負債 5,249百万円

連結貸借対照表上「その他(流動負債)」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務は、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であり、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,192円52銭
2. 1 株当たり当期純利益	62円66銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	62円66銭
(注) 算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	14,260百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	14,260百万円
普通株式の期中平均株式数	227,558,204株
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数	33,469株

(重要な後発事象に関する注記)

当社及び当社の完全子会社かつ特定子会社である株式会社横浜インポートマートは、2024年12月24日開催の取締役会において、株式会社横浜インポートマートを当社が吸収合併することを決議し、2025年3月1日に実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社横浜インポートマート

事業の内容：商業施設の管理・運営及び開発

(2) 企業結合日 2025年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社横浜インポートマートを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

イオンモール株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける管理・運営業務のより一層の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として 会計処理を行う予定であります。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数は以下の年数を採用しております。

建 物 2 年～39年

構 築 物 2 年～39年

機械及び装置 3 年～17年

工具、器具及び備品 2 年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

契約期間等による均等償却（償却年数 2 年～50 年）

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費については支出時に費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業未収入金等の債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及びフレックス社員（パートタイマー）に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に支給する業績報酬に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(5) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、当社の主要な取引である顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

出店契約に基づく共益費収入等

当社は、テナントとの出店契約に基づき、当社が運営する商業施設の管理者として、保安警備、清掃業務、植栽管理等の施設管理業務、電気水道等の設備に関する維持管理業務、またテナントの便益となる効果的な販売促進活動等を実施する義務を負っております。当該サービスは、これらの履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、電気水道等の設備に関する維持管理義務等については、従量制による変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、テナントによる電気水道等の使用実績等に関連しており、契約における履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、テナントからの対価は、通常、履行義務の充足前にテナントから収受し又は履行義務の充足時点か

ら概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

PM運営受託手数料

当社は、顧客との運営受託契約に基づき、商業施設における運営方針の立案、警備・清掃等の施設管理業務、テナントリーシング業務等の運営に係る業務全般を実施する義務を負っております。当該サービスは、履行義務の充足につれて顧客へサービスが提供されるため、顧客との契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。

また、運営受託契約には、インセンティブ手数料として商業施設の経営実績に基づく変動対価が含まれております。当該変動対価は、変動性のある支払の条件が、商業施設の経営実績に関連しており、契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した結果、変動対価の額のすべてを当該変動対価に関連する履行義務に配分しております。

なお、顧客からの対価は、通常、履行義務の充足から概ね1カ月以内に回収しており、重要な金融要素を含んでおりません。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

社内規定に基づき金利スワップは金利変動リスクを、為替予約は為替変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	802,055百万円
無形固定資産	2,830百万円
長期前払費用	16,547百万円
減損損失	531百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに関する注記) 固定資産の減損 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載しております。

2. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	285,902百万円
関係会社出資金	142,940百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合は、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、実質価額まで評価減を実施しております。実質価額は、原則として、各関係会社の財務諸表を基礎とした1株(持分)当たりの純資産額に所有株式(持分)数を乗じた金額としておりますが、経営者が承認した対象会社の事業計画等に基づき算定する場合があります。

事業計画等に基づいて実質価額を見積もるにあたっての主要な仮定は、市場成長率の予測及び出店数などです。市場成長率については、入手可能な外部データや公表情報をもとに見積もっております。また、出店数については当社の意思決定をもとに見積もっております。

事業計画の主要な仮定と将来の実績とが乖離した場合、翌事業年度の財務諸表に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,342百万円
土地	2,331
計	7,674

同上に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	476百万円
長期借入金	2,380
計	2,857

2. 有形固定資産の減価償却累計額 436,705百万円

3. 貸出コミットメント

当社は、連結子会社であるAEON MALL INVESTMENT (COMBODIA) CO., LTD. に対して、運転資金及び設備投資を行うことを目的とした貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	19,445百万円	(130百万米ドル)
貸出実行残高	15,795百万円	(105百万米ドル)
差引額	3,650百万円	(24百万米ドル)

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	859百万円
長期金銭債権	1,064百万円
短期金銭債務	4,844百万円
長期金銭債務	495百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物	142百万円
工具、器具及び備品	15
解体撤去費用	763
その他	0
計	921

2. 関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	1,994百万円
営業原価	1,726百万円
販売費及び一般管理費	5,908百万円
営業取引以外の取引	2,811百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	オ ー プ ン イノベーション 促進税制積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
2024年3月1日 期首残高	390	37	28,770	349,171	378,369
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△11,377	△11,377
当 期 純 利 益				22,923	22,923
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	－			－	－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△7			7	－
オープンイノベーション 促進税制積立金の積立		79		△79	－
当事業年度中の変動額合計	△7	79		11,473	11,545
2025年2月28日 期末残高	383	116	28,770	360,644	389,914

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数 (株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株 式 数 (株)	摘 要
普 通 株 式	4,796	100	－	4,896	(注)

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り100株による増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税等	354百万円
賞与引当金	594
店舗閉鎖損失引当金	1,181
有形固定資産	9,955
資産除去債務	5,417
長期前払費用	1,559
関係会社株式有償減資	2,110
関係会社株式及び出資金評価損	2,366
貸倒引当金	22
補助金	45
その他	1,981

小計 25,589

評価性引当額 △3,283

合計 22,305

繰延税金負債

建設協力金等	0
資産除去債務に対する除去費用	2,947
固定資産圧縮積立金	168
その他有価証券評価差額金	367
その他	191

計 3,675

繰延税金資産の純額 18,630

2. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.5%から31.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が453百万円が増加し、法人税等調整額（借方）が464百万円、その他有価証券評価差額金（貸方）が10百万円それぞれ減少します。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

1 年内	58,788百万円
1 年超	277,073
合計	335,861

(貸主側)

1 年内	3,708百万円
1 年超	18,411
合計	22,120

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容		取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係					
親 会 社	イ オ ン (株)	220,007	純粋持株 会 社	直接58.24 間接 0.59	1 名	－	資金の 寄託	資金の寄託 運用	20,143	関係会社預け金	29,000
								利息の受取	64	流動資産のそ 他 (未収収益)	31

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等の所有割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)	
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係					
子 会 社	AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO., LTD.	10千米ドル	モール事業	直接49.00 緊密な者又は同意している者 51.00	—	—	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	15,795
								利息の受取	575	流動資産のその他（未収収益）	131
子 会 社	AEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD.	512,925 千米ドル	モール事業	100	1 名	—	資金の貸付	資金の返済	4,300	関係会社長期貸付金	18,697
								利息の受取	1,162	流動資産のその他（未収収益）	162
子 会 社	AEON MALL (CHINA) CO., LTD.	515,421 千米ドル	モール事業	100	2 名	—	資金の借入	資金の借入及び返済	33,685	関係会社短期借入金	17,705
								利息の支払	504	未払費用	345
子 会 社	AEON MALL VIETNAM CO., LTD.	729,302 千米ドル	モール事業	100	1 名	—	増 資 の 引 受	17,626	—	—	

3. 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
					役員 の 兼 任 等	事業上 の 関 係				
親会社の子会社	イオンリテール㈱	100	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	—	1名	店舗賃貸及びPM受託	不動産賃貸収入等	38,487	営業未収入金	1,750
									長期預り保証金	10,138
親会社の子会社	イオンフィナンシャルサービス㈱	45,698	金融サービス業	0.23	—	クレジット業務委託	クレジット手数料支払	7,170	未 収 入 金	14,375

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

イオン株式会社に対する資金の寄託運用の金利については、市場金利を勘案し決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO., LTD. 及びAEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD. に対する資金の貸付の金利については、市場金利を勘案し決定しております。

AEON MALL (CHINA) CO., LTD. に対する資金の借入の金利については、市場金利を勘案し決定しております。

イオンリテール株式会社に対する店舗賃貸については、経済情勢の変化、公租公課等を考慮し、店舗賃貸借契約毎に3年毎の改定により賃貸料を決定しております。また、同社に対するPM受託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

イオンフィナンシャルサービス株式会社のクレジット業務委託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,096円98銭
2. 1 株当たり当期純利益	100円73銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	100円72銭
(注) 算定上の基礎	
当期純利益	22,923百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	22,923百万円
普通株式の期中平均株式数	227,558,204株
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数	33,469株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年3月1日に株式会社横浜インポートマートを吸収合併する再編を行っております。詳細は連結計算書類の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。